
第3期

昭和村子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和7年3月
昭和村

はじめに

編集中

令和7年3月

昭和村長 高橋 幸一郎

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
(1) 国の動き	1
(2) 昭和村の取り組み	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てをめぐる状況	4
1. 昭和村の概況	4
(1) 人口の推移	4
(2) 児童人口等の状況	6
(3) 就業状況	9
(4) 保育・教育を取り巻く状況	10
(5) 母子保健概況	15
2. アンケート調査結果のポイント	18
(1) アンケート調査の概要	18
(2) 就学前児童調査結果のポイント	19
(3) 小学生児童調査結果のポイント	26
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 計画の基本的な方向	28
(1) 基本理念	28
(2) 基本目標	29
2. 施策の体系	30
第4章 施策の展開	31
1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方	31
(1) 教育・保育提供区域について	31
(2) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供の推進	31
(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	32
(4) 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	32
(5) 子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携	32
(6) “職業生活と家庭生活の両立”的な環境整備施策との連携	32
2. 子ども・子育て支援サービスの全体像	33
3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る 「量の見込み」の推計について	34
(1) 国の手引きによる量の見込みの算出	34
(2) 本計画における量の見込み	34
4. 保育の必要性の認定について	35
(1) 教育・保育給付	35
(2) 施設等利用給付	35

（3）保育の必要性について.....	36
5. 子ども・子育て支援給付.....	37
（1）子どものための教育・保育給付.....	37
（2）子育てのための施設等利用給付.....	37
（3）子どものための現金給付	37
6. 地域子ども・子育て支援事業.....	38
7. 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方.....	40
8. 新・放課後子ども総合プランについて	41
（1）新・放課後子ども総合プラン.....	41
（2）新・放課後子ども総合プランの推進.....	42
9. 事業の推進.....	45
基本目標1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進	45
基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進.....	49
基本目標3：子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり.....	64
基本目標4：子どもが安全に安心して過ごせる環境づくり.....	75

第5章　　計画の推進体制.....	81
-------------------	----

1. 計画の推進体制	81
（1）子ども・子育て会議による進捗評価.....	81
（2）庁内における進捗評価の体制.....	81
（3）関係機関等との連携・協働.....	81
（4）計画の周知.....	81
2. 進捗評価の仕組み	82

資料編.....	83
----------	----

1. 昭和村子ども・子育て会議設置要綱	83
2. 委員名簿.....	84

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

(1) 国の動き

国においては、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法※」に基づき、幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から始まりました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、子どもの貧困対策の推進、令和元年からは3歳から5歳児クラス及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスにおける「幼児教育・保育の無償化」の実施等、総合的な少子化対策が講じられてきました。

さらに、令和5年から「子ども家庭庁」の設置や「子ども基本法」の施行、「子ども大綱」の閣議決定等、常に子どもの目線で国や社会がどうすれば良いかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

(2) 昭和村の取り組み

本村では令和2年に「昭和村子ども・子育て支援事業計画」（第2期計画）を策定し、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、村民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取り組みを推進してきました。

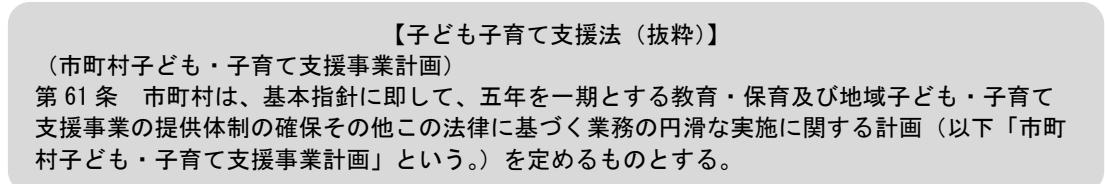
この度、第2期計画が令和6年度をもってその計画期間を終了するにあたり、本村の子ども・子育て支援に関するこれまでの取り組みを振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援のあり方を定め、地域の協力のもと、子ども・子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第3期昭和村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

※子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指します。

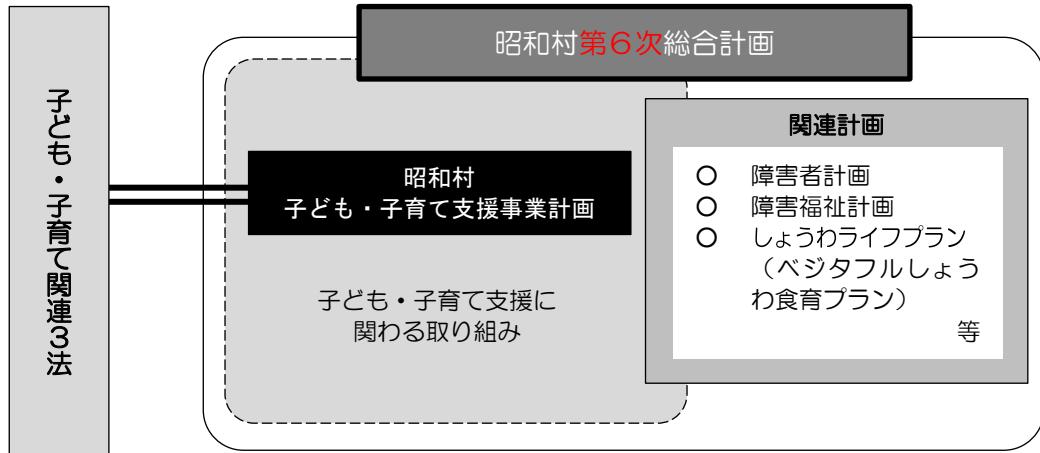
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

上位計画である「昭和村第6次総合計画」やその他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。



諸計画の関係



3. 計画の期間

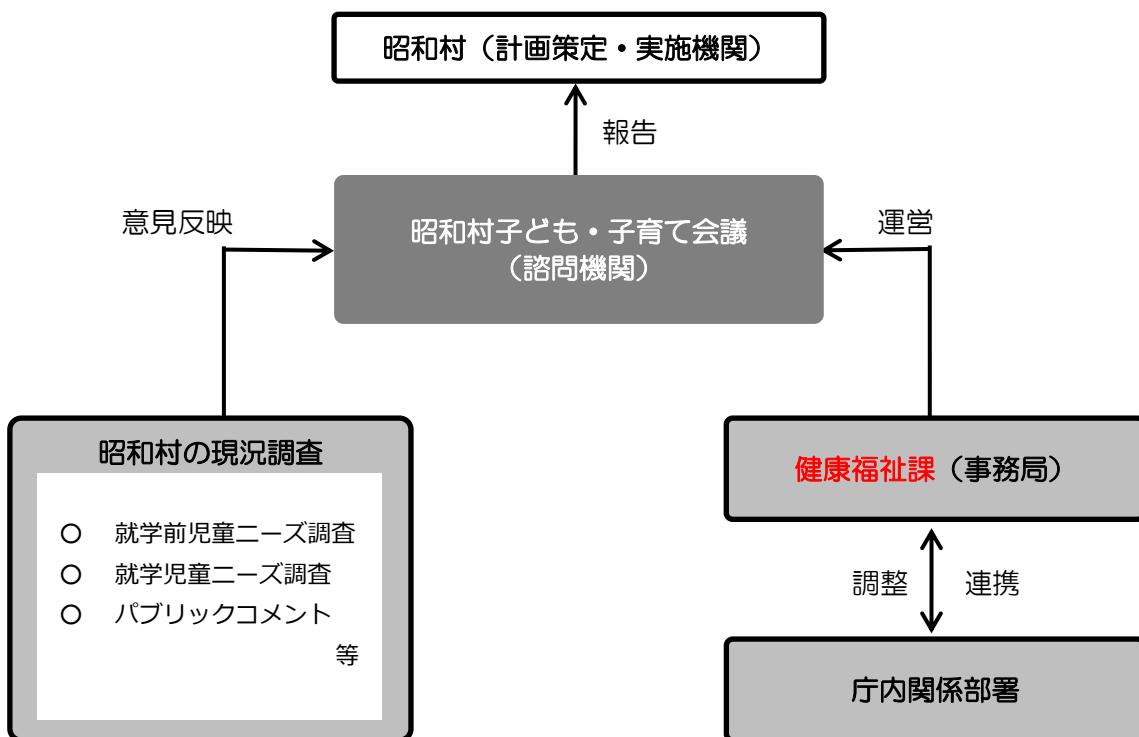
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、適宜、必要な見直しを行うものとします。



4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第72条の規定により、市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども子育て・支援会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設の関係者、学識経験者等で構成する「昭和村子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

また、子どもの保護者に対する利用希望把握調査（ニーズ調査）や本計画原案に対するパブリックコメント（意見公募手続）を行い、村民等の意見の反映に努めました。なお、ニーズ調査については、第2章の「2. アンケート調査結果のポイント」で調査結果の概要を説明しています。



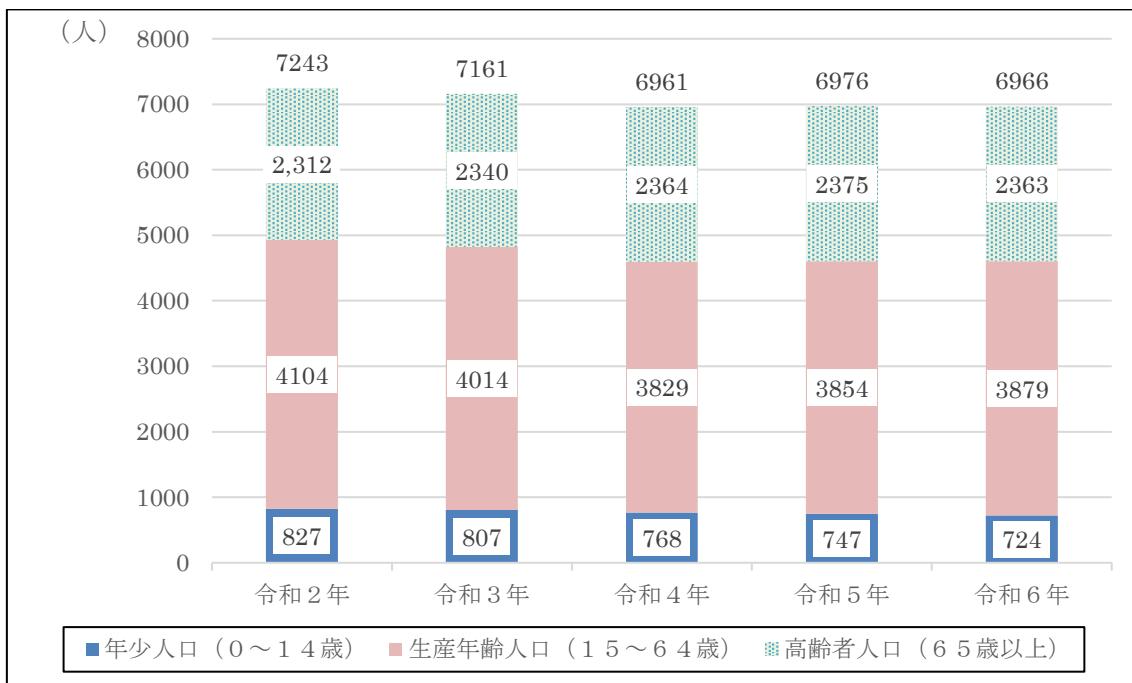
第2章 子ども・子育てをめぐる状況

1. 昭和村の概況

(1) 人口の推移

① 村の総人口

図表1. 年齢3区分別人口の推移



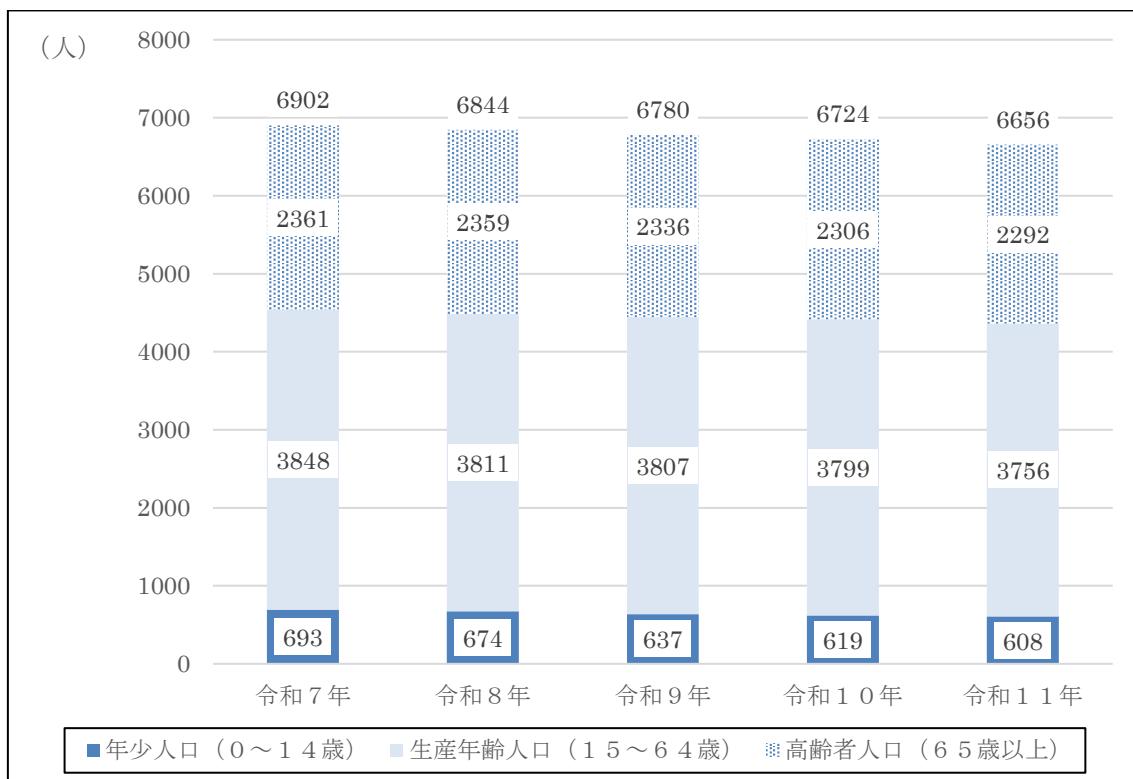
（参考）昭和村住民基本台帳（各年4月1日時点）より

総人口はやや減少傾向にあり、令和6年は令和2年に比べ、277人減少し、6,966人となっています。

各年齢層の人口を見てみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）で減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）でやや増加しています。

② 村の推計人口

図表2. 年齢3区分別推計人口

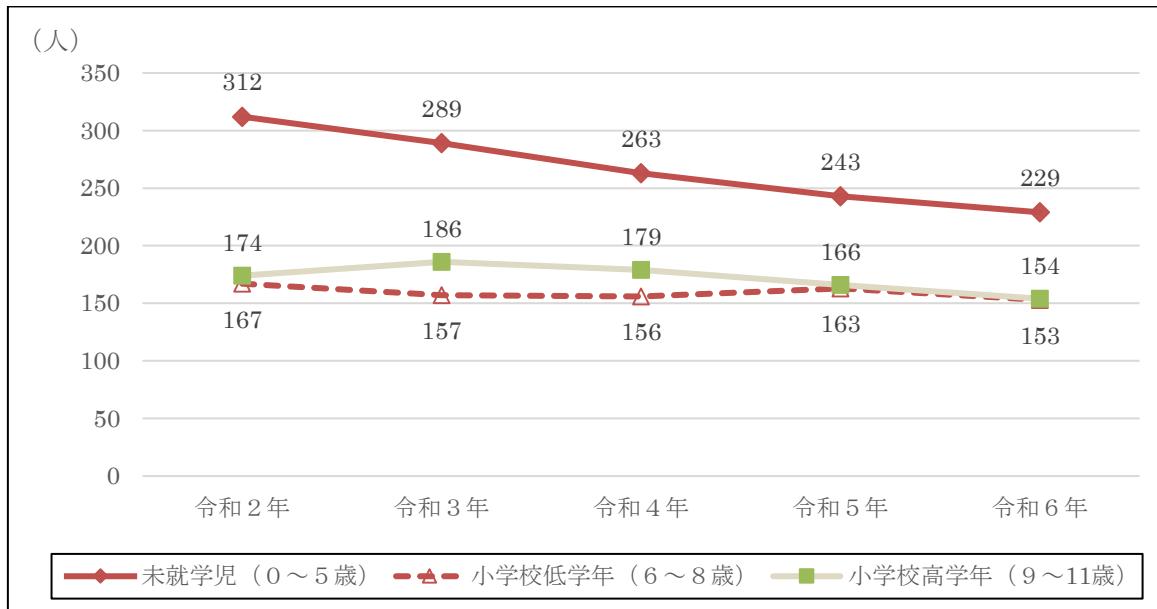


(資料) コーホート変化率法による推計

令和7年から令和11年までの人口推計をみると、今後も総人口は減少するものとされ、「0~14歳」人口については、令和7年の693人から、令和11年には608人と85人の減少が推計されます。

(2) 児童人口等の状況

① 児童人口の推移



図表3. 児童人口の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	47	35	33	26	25
1歳	55	45	36	37	33
2歳	49	55	44	33	36
3歳	52	48	55	46	33
4歳	55	51	44	56	47
5歳	54	55	51	45	55
6歳	47	55	55	52	46
7歳	54	46	56	55	52
8歳	66	56	45	56	55
9歳	55	67	54	45	56
10歳	63	56	69	53	45
11歳	56	63	56	68	53

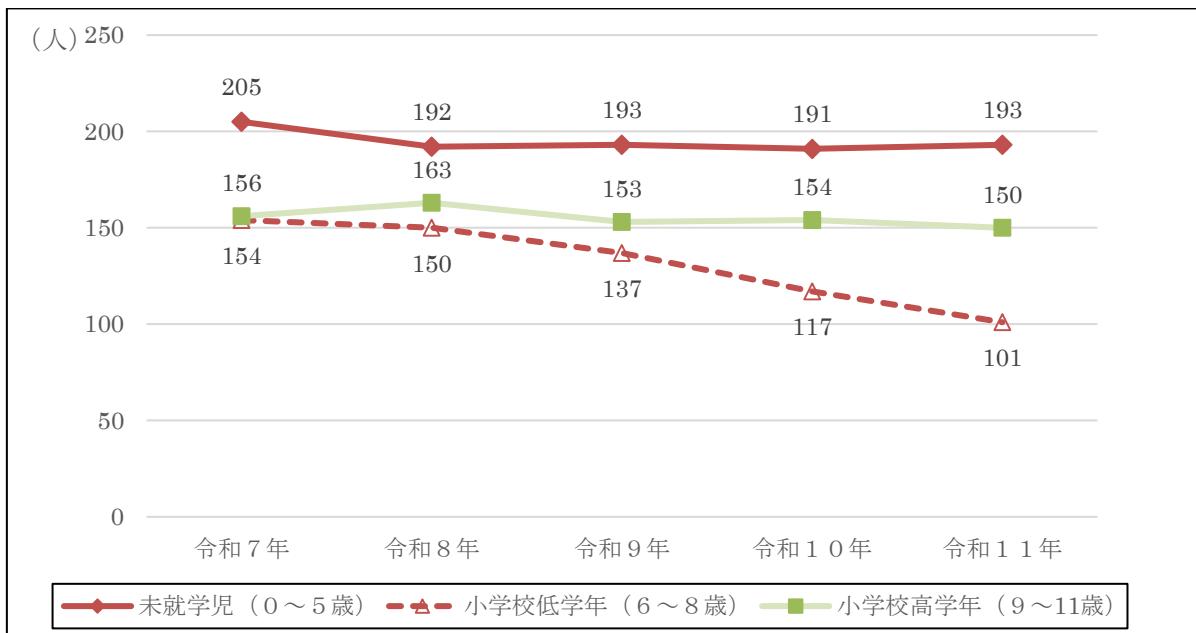
(資料) 住民基本台帳 (各年4月1日時点より)

0~11歳までの児童人口の推移をみると、3歳未満児は年々減少が続いている。

一部年齢で軽微な増加が見られますが、全体としてはゆるやかな減少傾向にあります。

② 児童人口の推計

図表4. 児童人口の推計



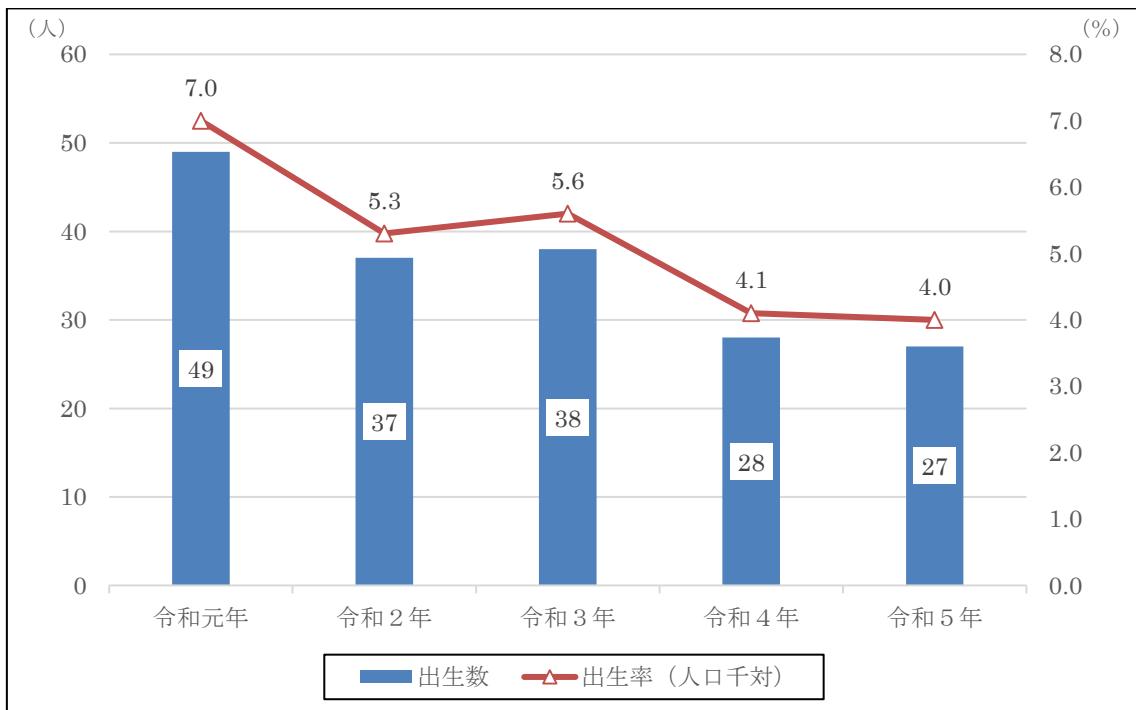
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	31	31	31	33	33
1歳	27	34	34	34	36
2歳	32	26	33	33	33
3歳	36	32	27	33	33
4歳	32	36	32	26	32
5歳	47	33	36	32	26
6歳	56	48	33	36	32
7歳	46	56	48	33	36
8歳	52	46	56	48	33
9歳	55	52	46	56	48
10歳	56	55	52	46	56
11歳	45	56	55	52	46

(資料) コーホート変化率法による推計

0~11歳までの児童人口の推計をみると、小学校低学年では減少傾向がみられます。未就学児と小学校高学年は概ね横ばいで推移しており、全体としては減少傾向が見られます。

③ 出生数

図表5. 出生数と出生率の推移



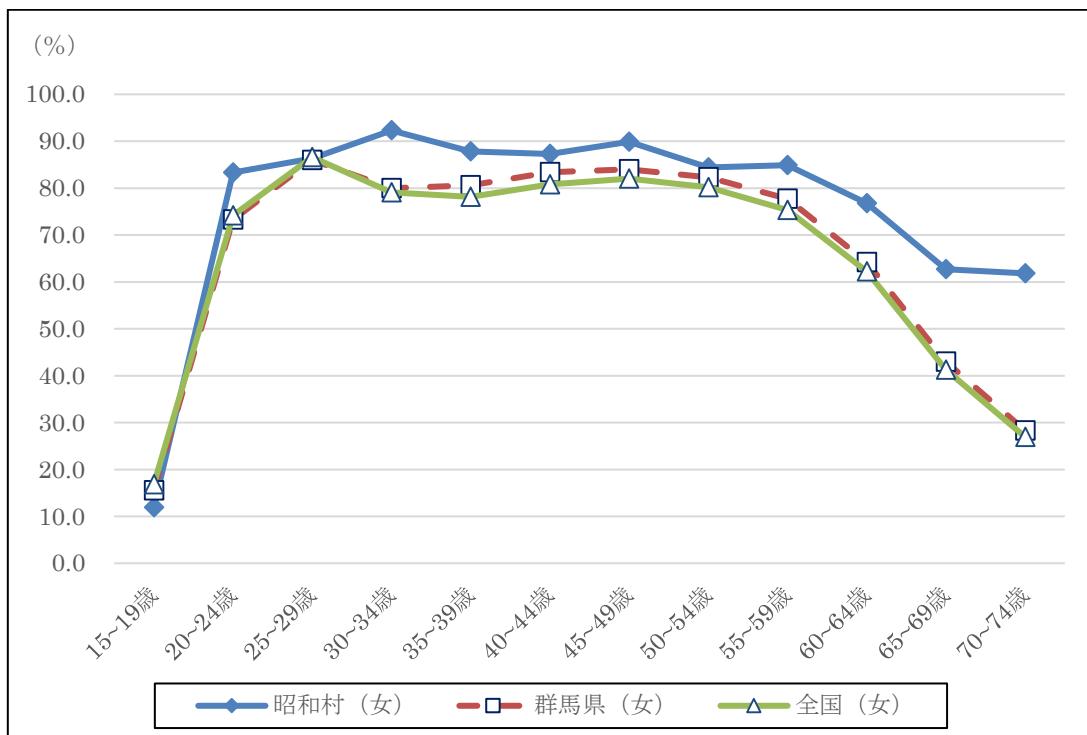
(資料) 群馬県「人口動態総覧」

本村の出生数は、令和元年以降50人を割り込んでおり、令和4年以降は30人を下回っています。

(3) 就業状況

① 女性の労働力率

図表6. 年齢別にみた女性の労働力率（令和2年国勢調査）



	単位	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳
昭和村	%	11.9	83.3	86.3	92.3	87.8	87.3	89.9	84.4	84.9	76.8	62.7	61.8
群馬県	%	15.5	73.3	86.0	80.0	80.6	83.4	84.0	82.3	77.7	64.2	43.0	28.3
全国	%	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9

(参考) 国勢調査

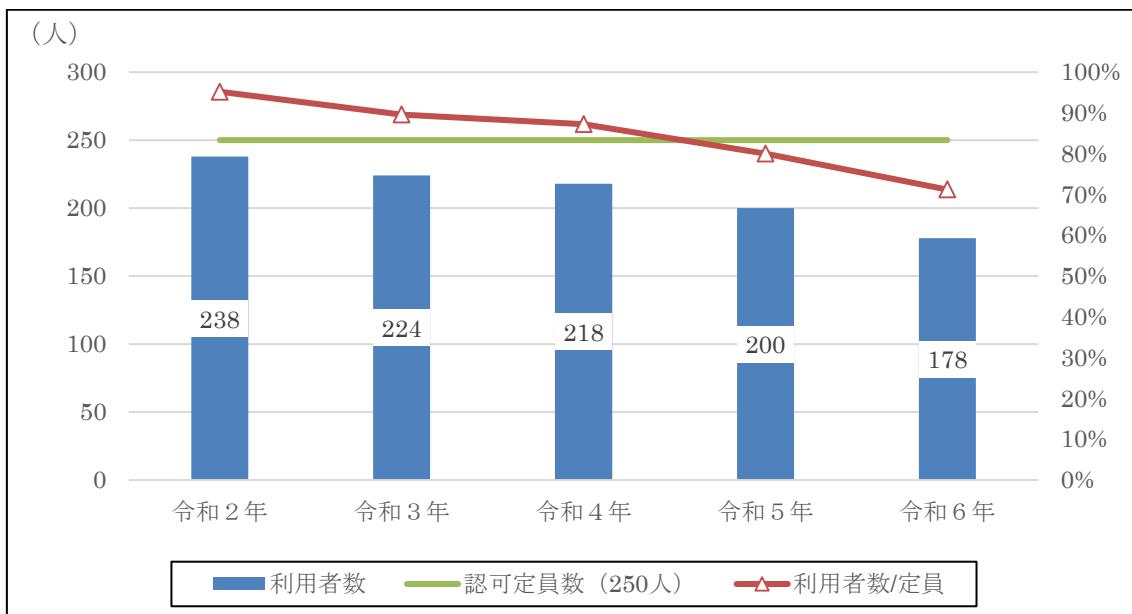
令和2年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、全般的に全国、群馬県の値を上回る水準となっています。

国や県が、30~39歳で労働力率はいったん減少し、その後再び増加するというM字カーブを描く一方で、本村ではM字カーブの状況がやや解消されています。

(4) 保育・教育を取り巻く状況

① 保育園の概況

図表7. 保育園の園児数の推移



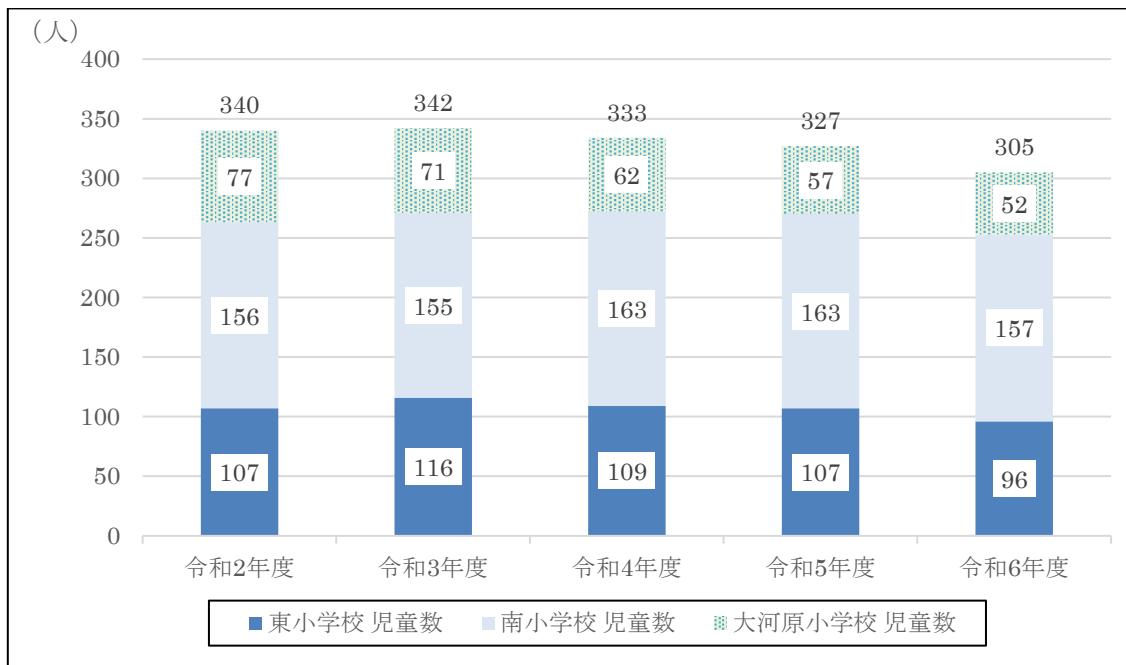
(参考) 昭和村統計データ

	入所定員数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一保育園	100	0歳児	0	2	2	2	0
		1・2歳児	37	37	25	26	23
		3～5歳児	58	52	63	55	50
		計	95	91	90	83	73
第二保育園	60	0歳児	—	—	—	—	—
		1・2歳児	11	7	6	5	4
		3～5歳児	29	30	28	31	22
		計	40	37	34	36	26
子育保育園	90	0歳児	3	2	6	0	2
		1・2歳児	35	34	30	24	22
		3～5歳児	65	60	58	57	55
		計	103	96	94	81	79
全体	250	0歳児	3	4	8	2	2
		1・2歳児	83	78	61	55	49
		3～5歳児	152	142	149	143	127
		計	238	224	218	200	178

保育園の入園児数をみると、入所率は95～71%の間で推移しており減少傾向にあります。

② 小学校の概況

図表 8. 小学校児童数の推移



(参考) 昭和村統計データ

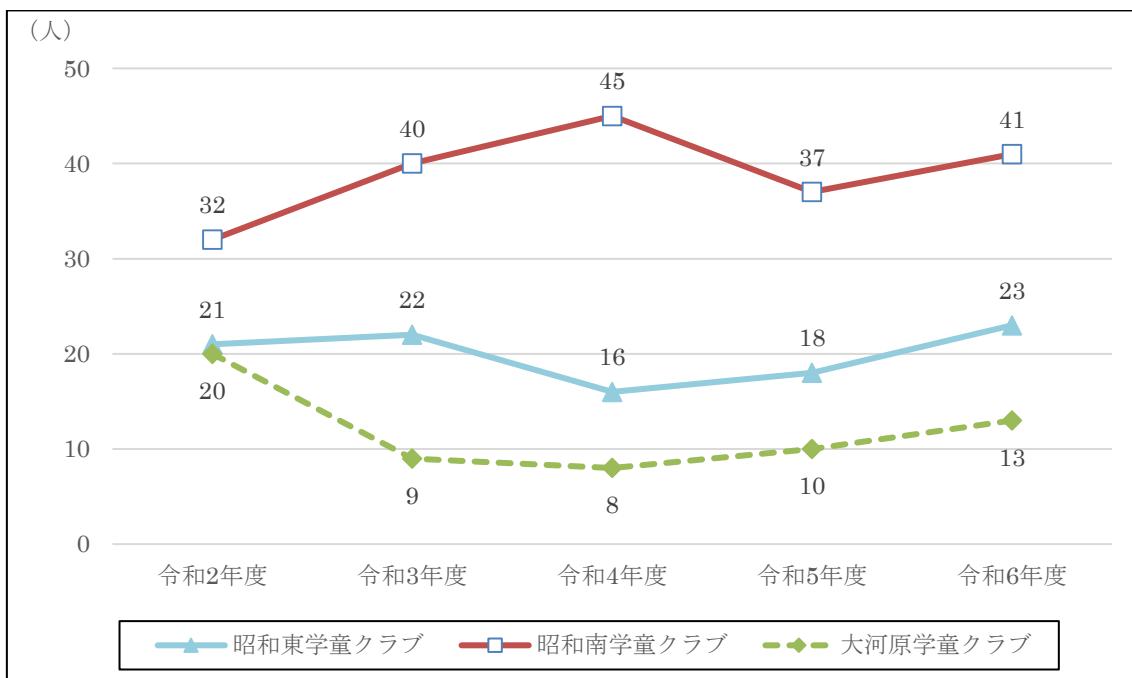
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東小学校	児童数	107	116	109	107	96
	学級数	8	8	8	8	8
	教員数	20	22	14	14	14
南小学校	児童数	156	155	163	163	157
	学級数	8	8	9	9	9
	教員数	25	24	17	17	19
大河原小学校	児童数	77	71	62	57	52
	学級数	7	7	6	6	6
	教員数	14	16	12	11	11
全体	児童数	340	342	333	327	305
	学級数	23	23	23	23	23
	教員数	59	62	43	42	44

小学校の児童数は令和3年度に増加がみられましたが、全体としては減少傾向にあり、令和2年度から令和6年度までに、児童数が35人減少しています。

小学校別では、令和2年度から令和6年度までに、東小学校では11人減少、南小学校では1人増加、大河原小学校では25人減少しています。

③ 学童クラブの概況

図表9. 学童クラブの1日あたりの平均利用人数



(資料) 昭和村統計データ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和東学童クラブ	21人	22人	16人	18人	23人
昭和南学童クラブ	32人	40人	45人	37人	41人
大河原学童クラブ	20人	9人	8人	10人	13人

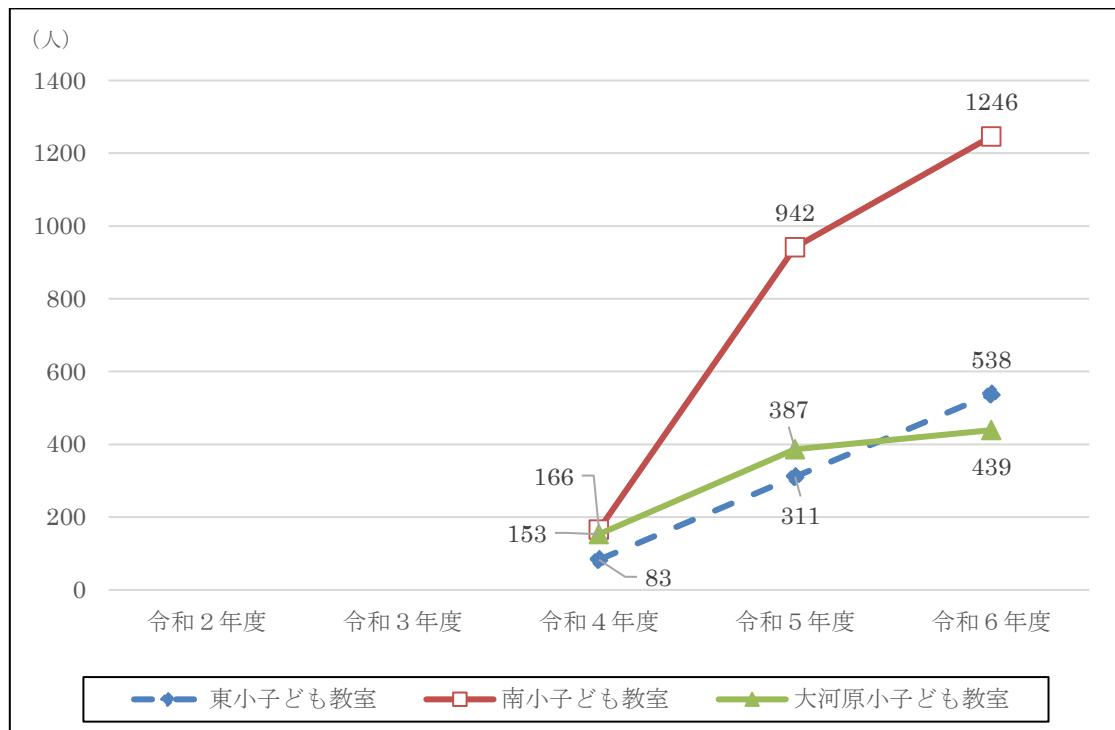
学童クラブの1日あたりの平均利用人数の推移をみると、昭和東学童クラブ、昭和南学童クラブでは一部期間で減少がみられたものの、5年間でいずれの学童クラブにおいてもやや増加がみられます。大河原学童クラブでは令和4年度まで減少が続き、令和5年度からは増加傾向にあります。5年間を通してやや減少しています。

学童クラブの基本情報

施設名	昭和東学童	昭和南学童	昭和大河原学童
設置者(運営)	昭和村(昭和村社会福祉協議会)		
定員	47人	90人	43人
保育時間 (下段は土曜日)	13:30～18:30 8:00～18:30	13:30～18:30 8:00～18:30	13:30～18:30 8:00～18:30

④ 放課後子ども教室の概況

図表10. 放課後子ども教室の年間参加延べ人数の推移

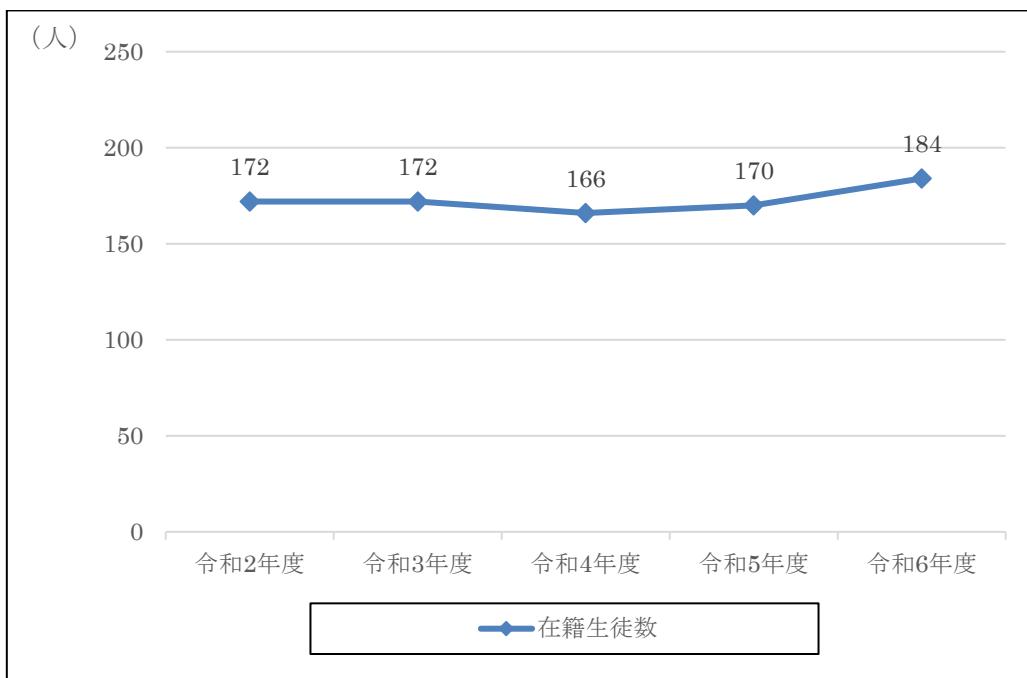


(参考) 昭和村統計データ

令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、放課後子ども教室の実施はありませんでした。令和4年度は実施を再開しましたが、感染症等の拡大状況に応じて活動を自粛していたため、利用数は低くなっています。令和5年度以降は徐々に増加しており利用率の回復がみられます。

⑤ 中学校の概況

図表11. 中学校の在籍生徒数の推移



(参考) 昭和村統計データ

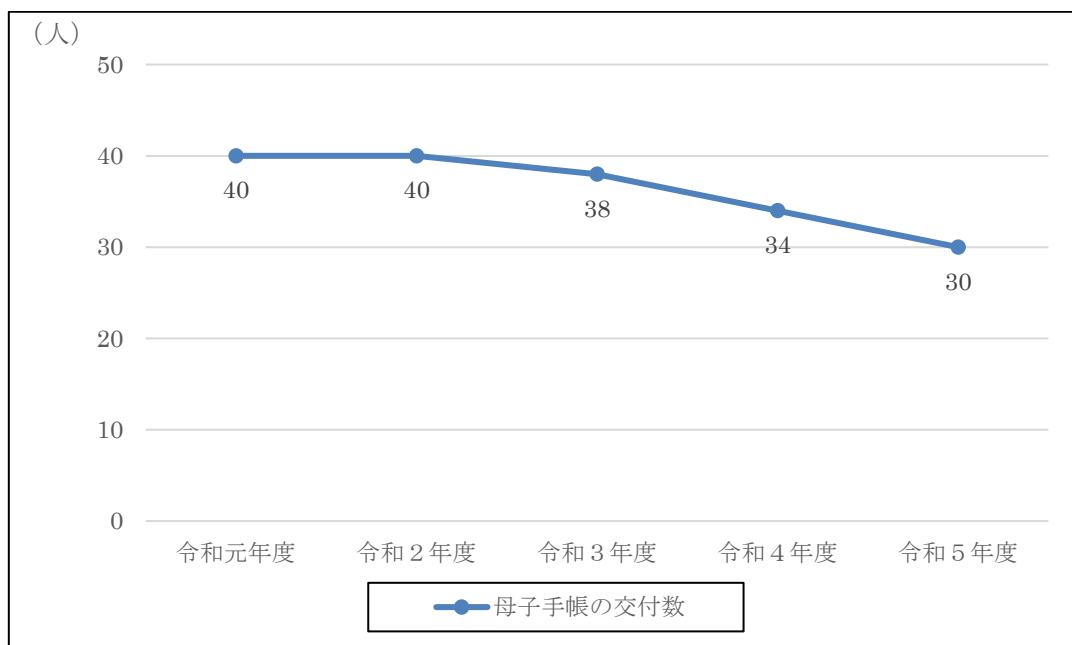
		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和中学校	在籍生徒数	人	172	172	166	170	184
	教員数	人	25	23	19	18	18
	学級数	クラス	8	8	8	8	8

昭和中学校の在籍生徒数の推移をみると、令和4年度にやや減少がみられますが、令和5年度、令和6年度と増加し、全体を通しては184人と増加しています。

(5) 母子保健概況

① 母子健康手帳の交付状況

図表 1 2. 母子手帳の交付数の推移

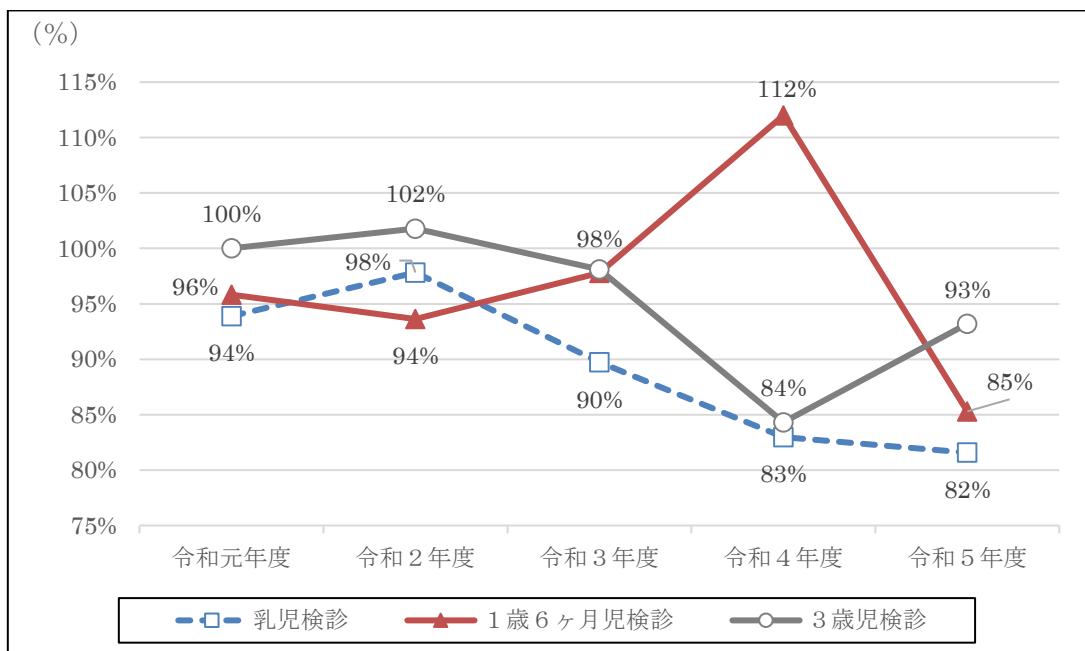


(参考) 昭和村統計データ

母子手帳の交付数の推移をみると、令和元年度から令和5年度にかけて40人から30人で推移しており、ゆるやかな減少傾向にあります。

② 乳幼児健康診査の受診状況

図表13. 乳幼児健康診査の受診率



(資料) 昭和村統計データ

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児健診 (4、7、12ヶ月児)	対象者数(延べ)	人	147	138	107	94	114
	受診者数(延べ)	人	138	135	96	78	93
	受診率	%	94	98	90	83	82
1歳6ヶ月児健診	対象者数	人	48	47	45	34	34
	受診者数	人	46	44	44	38	29
	受診率	%	96	94	98	112	85
3歳児健診	対象者数	人	54	56	53	51	44
	受診者数	人	54	57	52	43	41
	受診率	%	100	102	98	84	93

各種健康診査の受診率の推移をみると、概ね90%から80%で推移しています。乳児健診の受診率についてはやや減少傾向にあり、令和5年度では82%となっています。

③ 各種教室・相談会等の実施状況

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ハハの教室(歯科健診)	受診率	%	71	83	48	72	60
プレママ広場(母親学級)	参加人数	人	18	10	9	15	12
つぼみの広場	延べ参加組数	組	97	75	67	47	51
	実参加人数	人	40	26	30	18	16
すくすくスクール	延べ参加人数	人	26	6	-	18	17
	実参加人数	人	9	5	-	9	13
ことばの相談会	延べ人数	人	15	11	15	11	11
のびのびスクール	延べ参加人数	人	12	15	17	17	17
	実人数	人	9	10	9	6	6
からだの相談会	延べ参加人数	人	10	11	13	14	14
	実人数	人	6	4	6	6	6

各種教室・相談会等の実施状況は上記の通りです。

※令和3年度・すくすくスクールは新型コロナウィルス感染拡大防止のため未実施。

2. アンケート調査結果のポイント

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

アンケート調査は、昭和村子ども・子育て支援事業計画の第3期計画策定に向けて、就学前児童及び小学生児童の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向など、子育て支援に関する住民ニーズ等を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査の実施状況

■ 調査時期

令和7年2月17日～令和7年3月9日

■ 調査方法

- ・ Microsoft Forms によるアンケート調査を実施
- ・ 保育園、小学校ごとに保護者用連絡ツール経由で回答サイトの URL を配布。
保育所未入園の児童のみがいる保護者には、依頼文（QR コード添付）を郵送。

■ 調査対象

就学前児童及び小学生児童を持つ保護者：332人

■ 回収状況

対象数	回収数	回収率
332票	263票	79.2%

就学前児童調査

「就学前の子どもだけ」と「就学前と小学生の子どもがいる」

小学生調査

「小学生の子どもだけ」

として調査結果の整理を行っています。

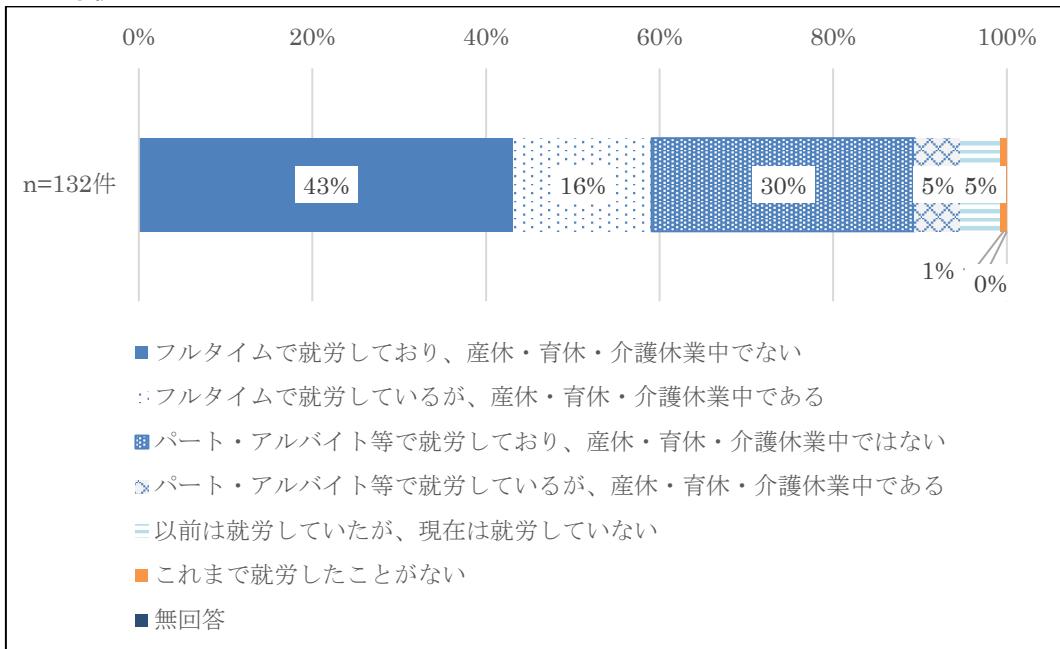
③ 調査結果の表記に関する注意事項

- 表の中の n は回答者の総数を意味しています。設問によっては、回答者が制限される（別の設問で、ある選択肢を選んだ回答者のみ回答する場合など）ため、n の数は一定ではありません。
- 比率は、n を 100%とした百分比で算出し、小数点以下を四捨五入しています。そのため、表示されている百分比の合計が 100%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問では、その比率の合計が 100%を上回ることがあります。

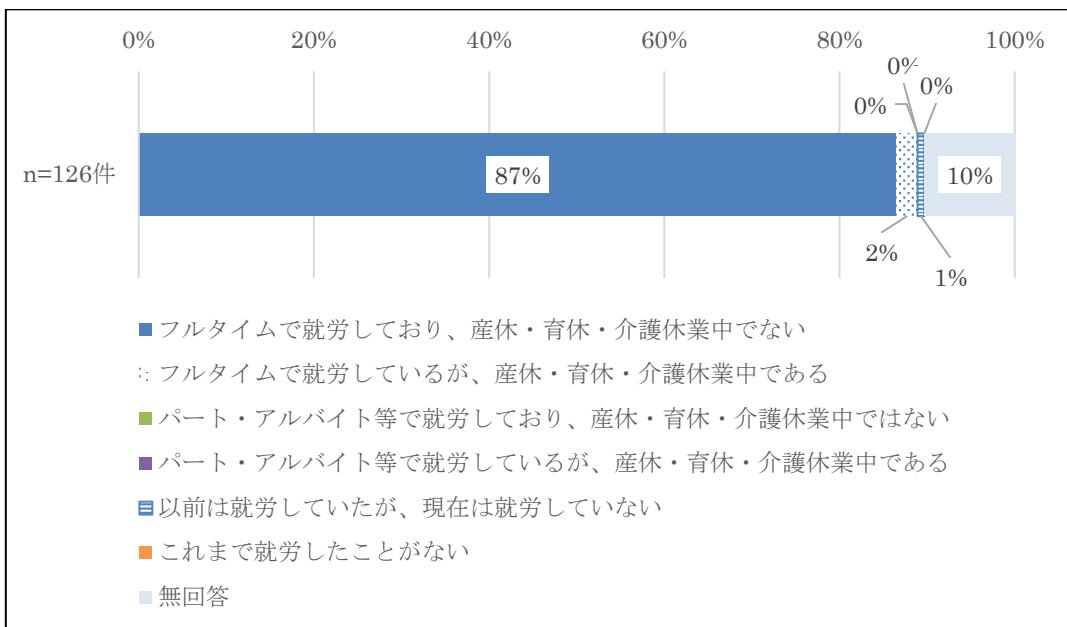
(2) 就学前児童調査結果のポイント

① 保護者の就労状況

■ 母親



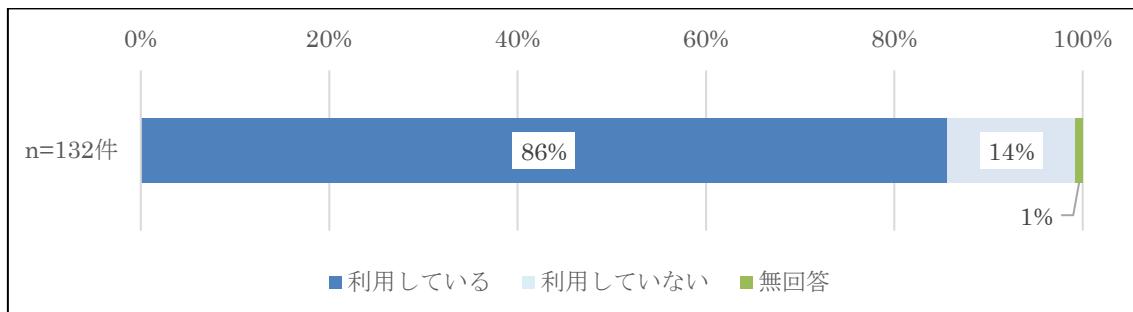
■ 父親



母親の43%、父親の87%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」としています。また母親では30%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」としています。

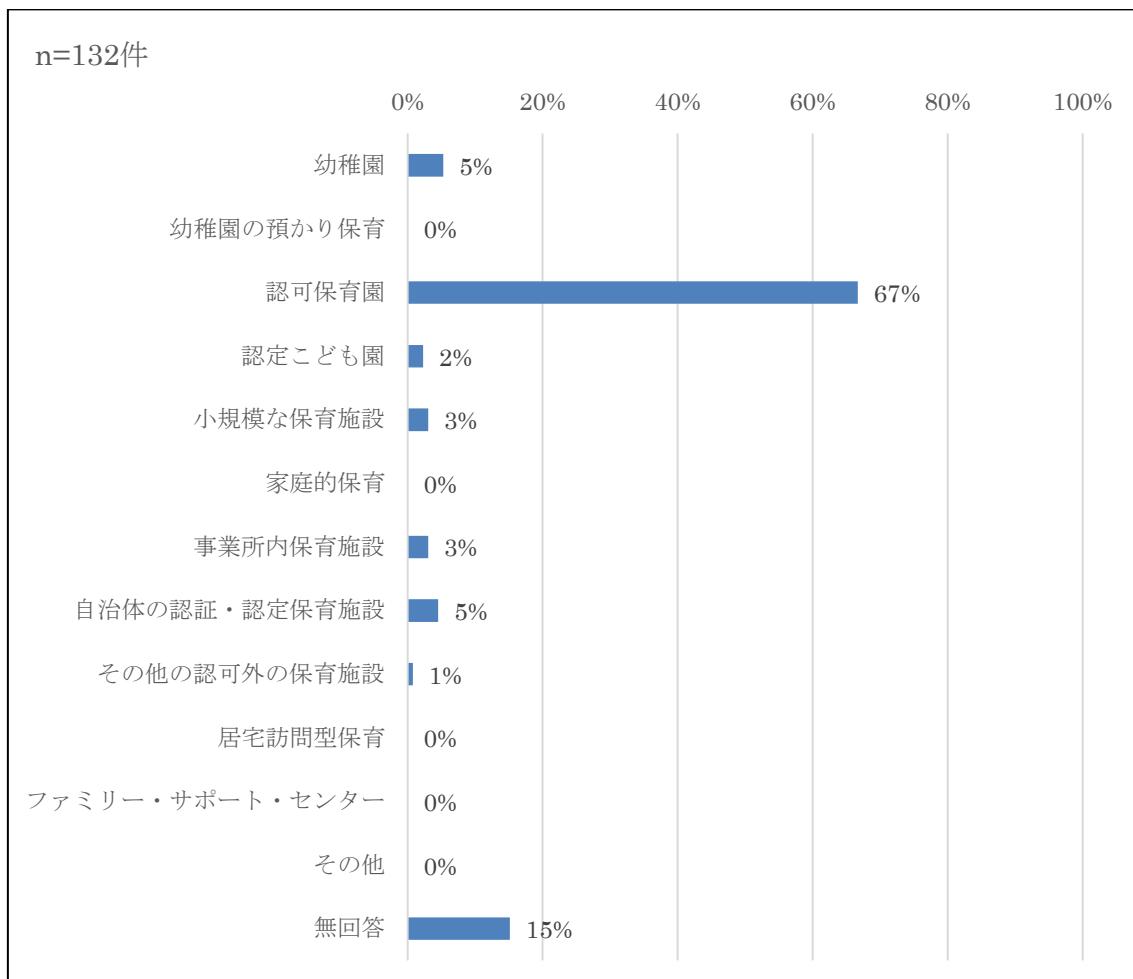
② 平日の定期的な教育・保育事業の利用

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



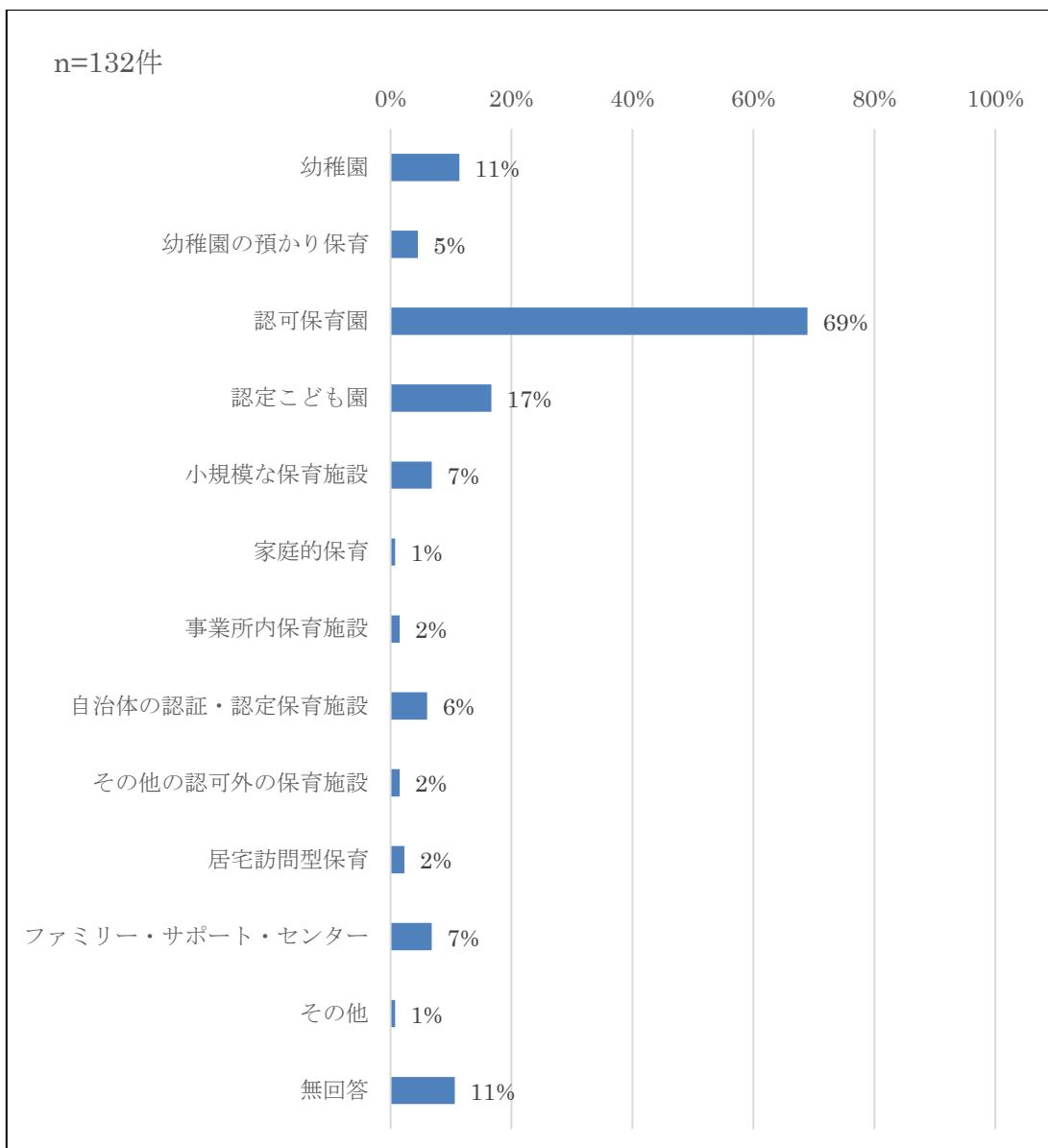
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が86%、「利用していない」が14%となっています。

■ 利用している平日の定期的な教育・保育事業



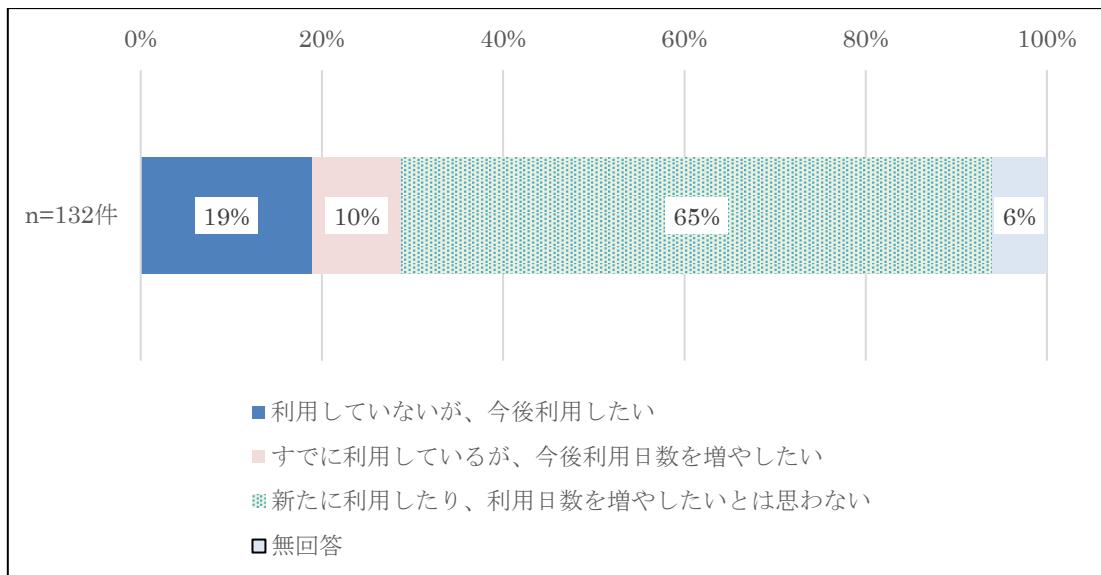
平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育園」が67%と回答者の多数を占めています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



平日に定期的に利用したい教育・保育事業としては、「認可保育園」が69%と回答者の多数を占めています。

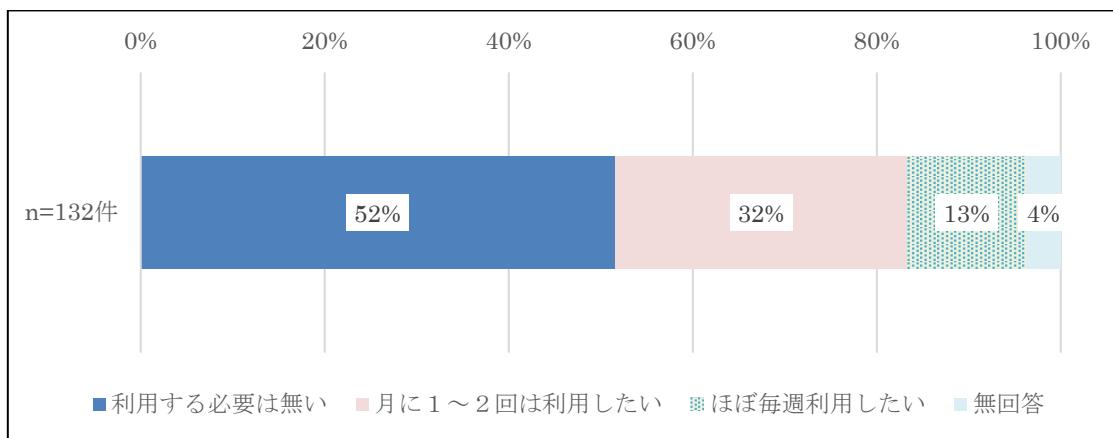
③ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、65%が「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」としています。また、「利用していないが、今後利用したい」は19%となっています。

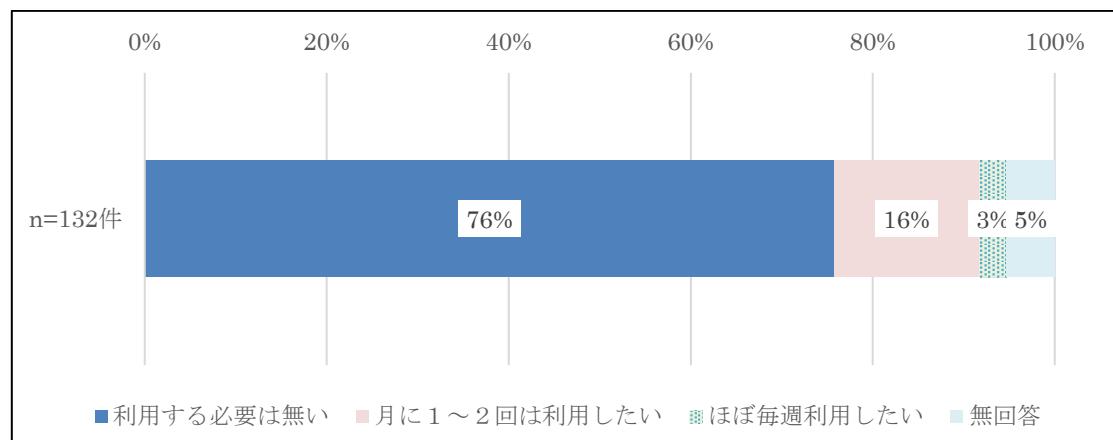
④ 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

■ 土曜日



土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」(52%)が半数を超えており、「ほぼ毎週利用したい」(13%)、「月に1～2回は利用したい」(32%)を合わせると、土曜の利用希望は45%となっています。

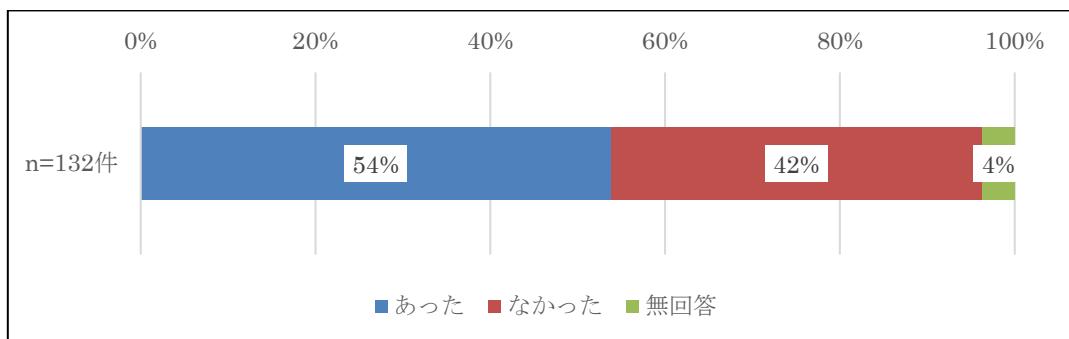
■ 日曜日・祝日



日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が76%と多数を占めています。「ほぼ毎週利用したい」(3%)、「月に1～2回は利用したい」(16%)を合わせると日曜・祝日の利用希望は19%となっています。

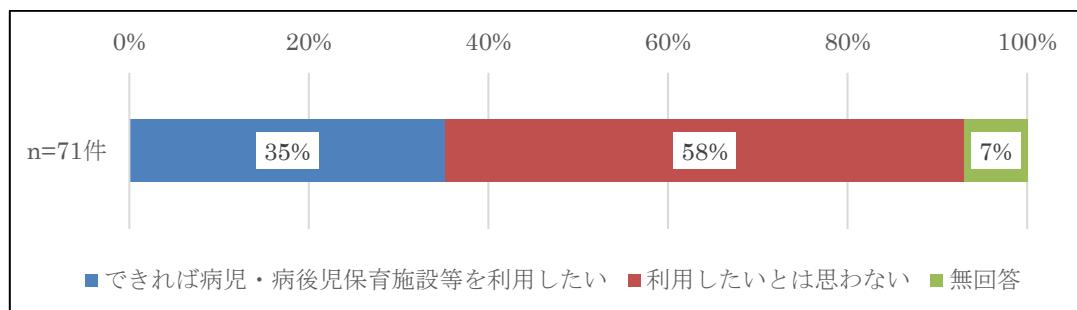
⑤ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

■ 子どもの病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった経験



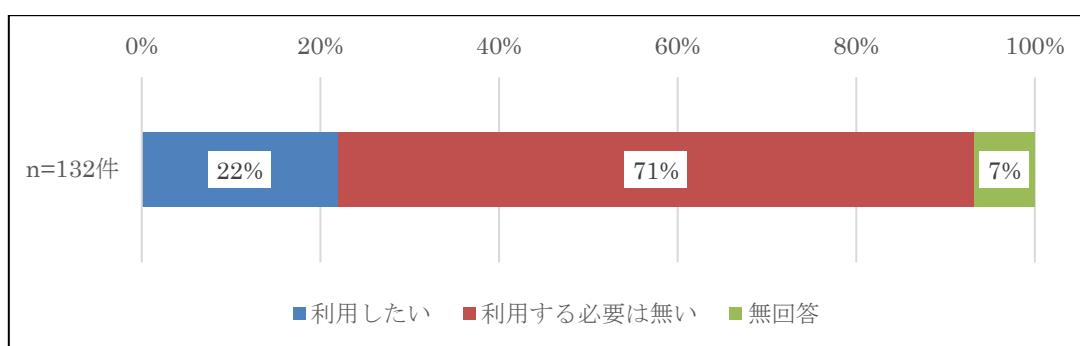
平日の定期的な教育・保育事業を利用している回答者の、子どもが病気やケガのため普段の事業が利用できなかった日の有無をみると、54%は「あった」としています。

■ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



病児・病後児保育施設等の利用については、58%は「利用したいと思わない」としています。「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は35%となってています。

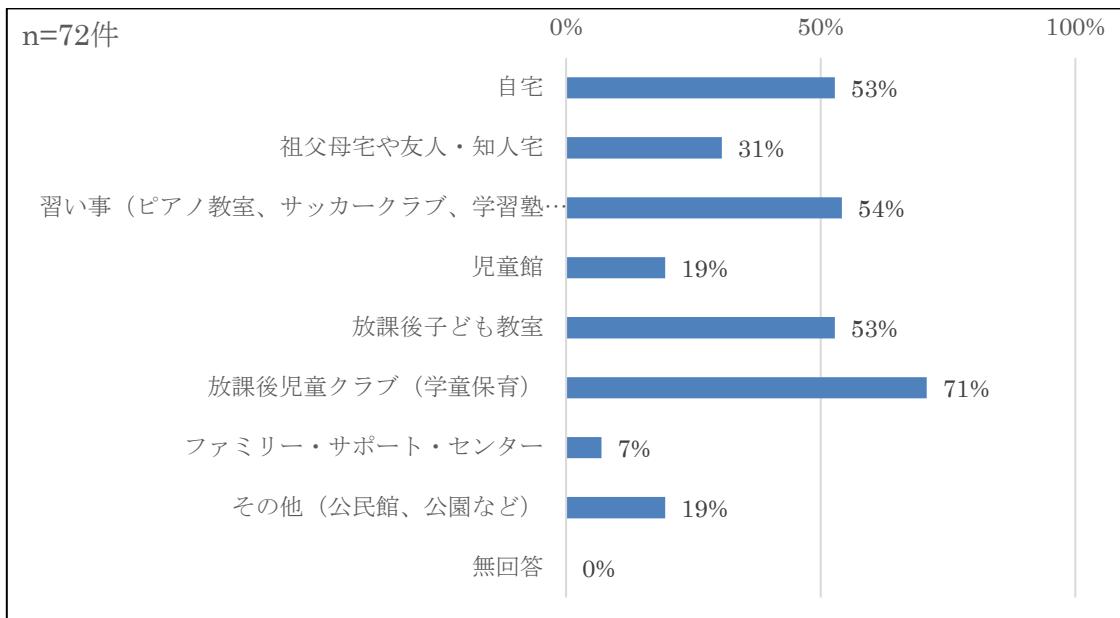
⑥ 不定期の教育・保育事業の利用意向



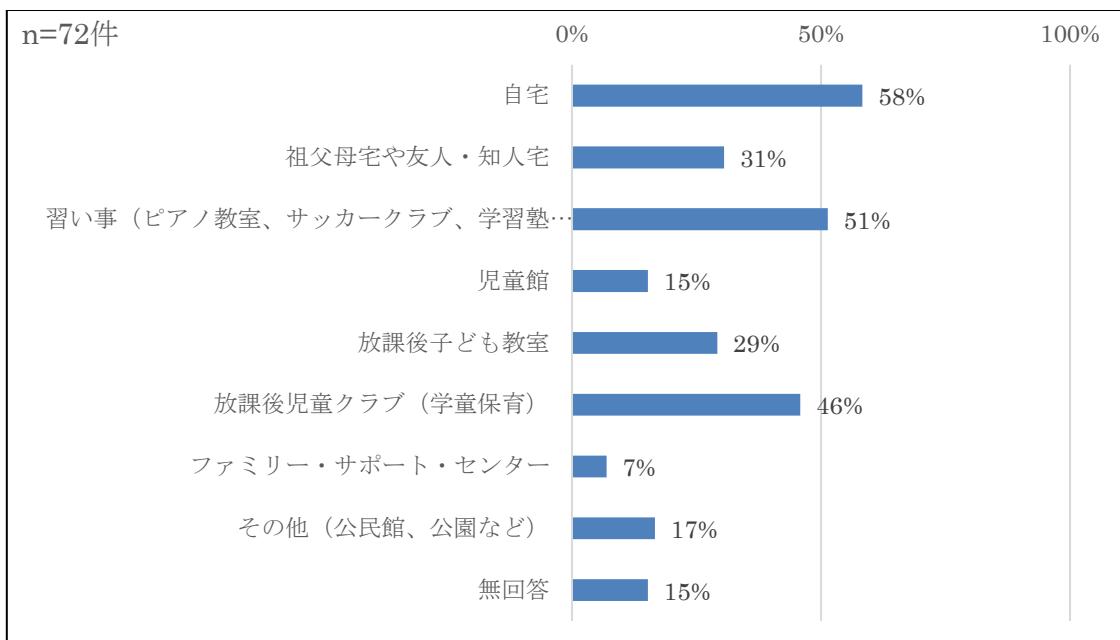
不定期の教育・保育事業の利用意向みると、「利用したい」が22%となっています。

⑦ 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

■ 低学年（1～3年生）



■ 高学年（4～6年生）

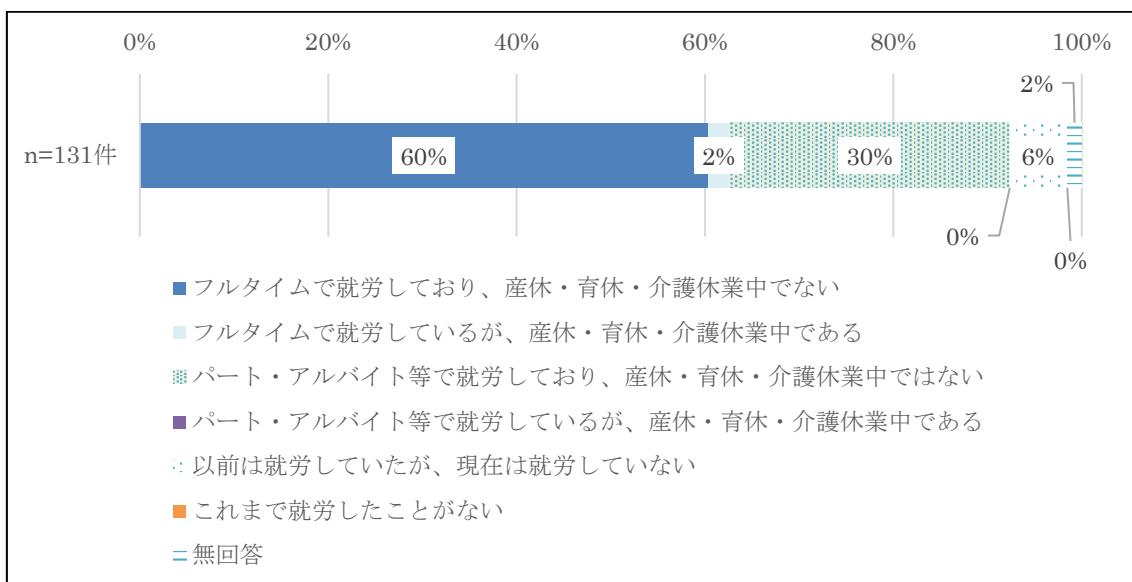


5歳以上の子どもの小学生になってからの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答が71%となっていますが、小学校高学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答は46%と低学年に比べて割合が低くなっています。

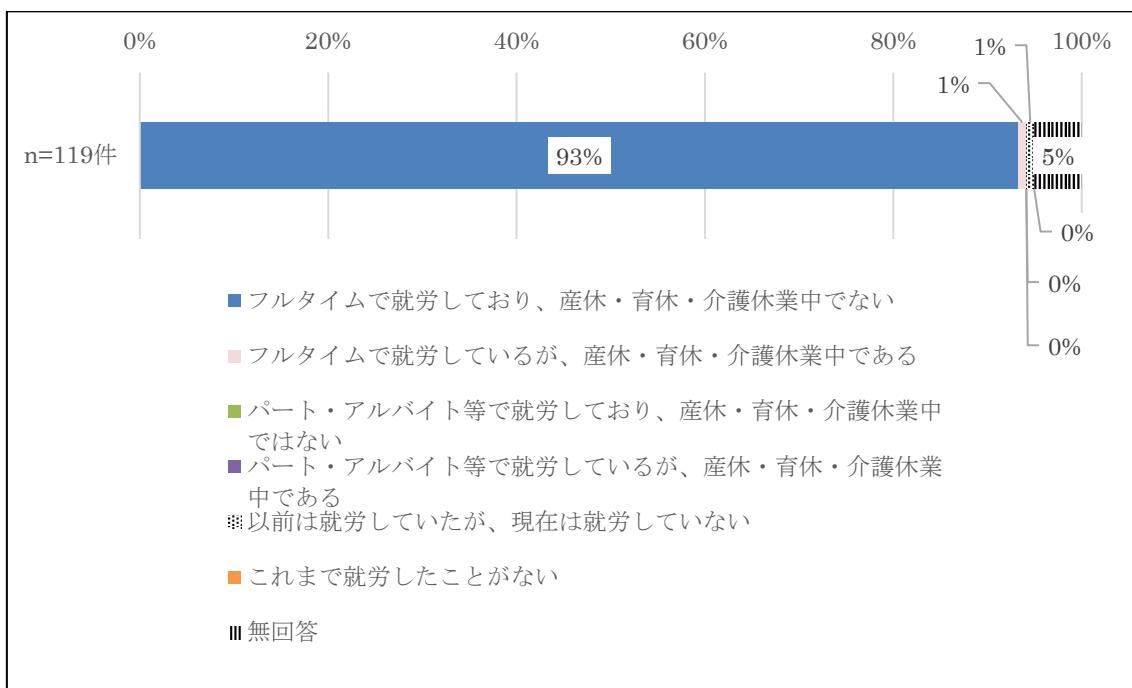
(3) 小学生児童調査結果のポイント

① 保護者の就労状況

■ 母親



■ 父親

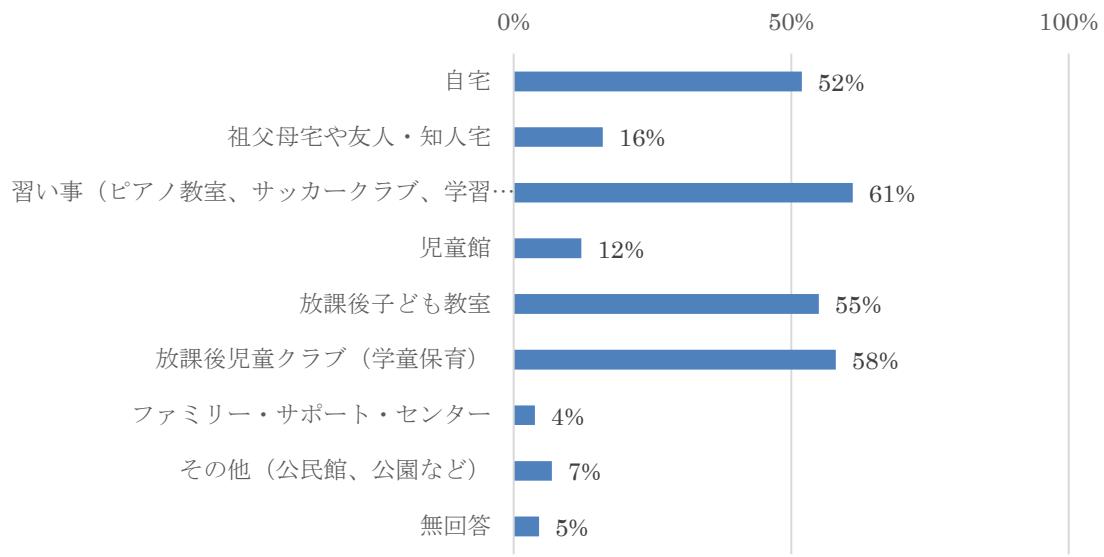


母親の60%、父親の93%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」としています。また母親では30%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」としています。

② 放課後の過ごし方の希望

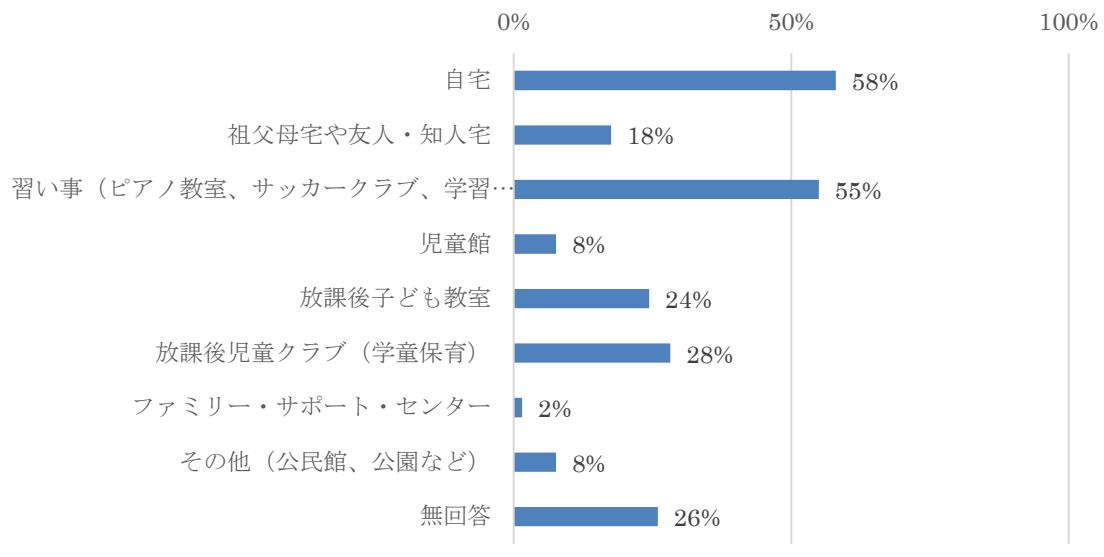
■ 低学年（1～3年生）

n=131件



■ 高学年（4～6年生）

n=131件



小学生の放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答が58%となっていますが、小学校高学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答は28%と低学年に比べて割合が低くなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行しました。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

【国の基本指針における、子ども・子育て支援のポイント】

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。
- すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていく。
- 質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障する。
- 地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る。
- 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす。

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

この土地で子どもを産み育てたい、
子どもの声がこだまする地域づくり

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正（令和7年4月施行）され、法律の有効期限が令和17年3月31日まで10年間延長されました。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、これまでの本村における次世代育成支援の取り組みを継承し、子どもや子育て家庭が健やかに生活できる地域社会を実現するための取り組みの大きな柱として、以下の4項目の基本目標を設定し、着実な計画の推進を図ります。

- **基本目標1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進**
- **基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進**
- **基本目標3：子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり**
- **基本目標4：子どもが安全に安心して過ごせる環境づくり**

2. 施策の体系

基本理念

この土地で子どもを産み育てたい、子どもの声がこだまする地域づくり

子ども・子育て支援事業計画に該当

基本目標1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

- 1-1：施設型給付
- 1-2：地域型保育給付

基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進

- 2-1：延長保育事業
- 2-2：一時預かり事業
- 2-3：子育て短期支援事業
- 2-4：病児・病後児保育事業
- 2-5：放課後児童健全育成事業
- 2-6：乳児家庭全戸訪問事業
- 2-7：養育支援訪問事業
- 2-8：利用者支援事業
- 2-9：地域子育て支援拠点事業
- 2-10：ファミリー・サポート・センター事業
- 2-11：妊婦健康診査事業
- 2-12：実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 2-13：多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 2-14：子育て世帯訪問支援事業
- 2-15：児童育成支援拠点事業
- 2-16：親子関係形成支援事業
- 2-17：妊婦等包括相談支援事業
- 2-18：乳児等通園支援事業
- 2-19：産後ケア事業

次世代育成支援行動計画の継承部分に相当

基本目標3：子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり

- 3-1：子育て支援サービスの充実
- 3-2：母子保健施策の充実
- 3-3：障がい児支援の充実
- 3-4：家庭や地域の教育力の向上

基本目標4：子どもが安全に安心して過ごせる環境づくり

- 4-1：子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
- 4-2：子どもの交通安全・犯罪被害防止への対策
- 4-3：児童虐待防止対策の充実

第4章 施策の展開

1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの事業量」を定める計画で、国は「幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒にになって取り組んでいきます。

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本村では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置、整備状況などを勘案して、全村を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、本村の全体的な整備目標のなかで、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

(2) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供の推進

平成18年6月、保育所と幼稚園の枠組みを超えて、幼児教育・保育を一体的に提供する施設として、認定こども園制度が制定されました。認定こども園制度は、女性の社会進出の進展など、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、就学前の子どもに関する保護者や地域社会の多様なニーズに柔軟に応えることを目的として開始されたものです。しかし、本村単独での事業実施は難しく、認定こども園の利用ニーズに対しては、近隣自治体との連携により応えていく必要があります。

また、既存の教育・保育施設における教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要なものであり、特定教育・保育施設の担う役割は大きいことを踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、各種研修会等に対して支援を行います。

さらに、豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連續性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や、保育園、小学校等との連携に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援給付のひとつとして「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。本給付を含めた子ども・子育て支援給付の円滑な実施にあたり、保護者に対する積極的な情報提供を行っていくとともに、本村単独で実施できない事業の利用について、近隣自治体との連携を図ります。

(4) 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図ります。

(5) 子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児や外國につながる子どもとその保護者など、特別な支援が必要な場合の施策の充実などについては、群馬県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

(6) “職業生活と家庭生活の両立”のための環境整備施策との連携

働いている方々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、群馬県や村内企業、労働者や子育て支援などの関連団体と連携をとりつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

2. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度では、行政が保護者などに提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」、「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

「子ども・子育て支援給付」には「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「子どものための現金給付」があり、それぞれ給付対象となる施設やサービスが異なります。

「地域子ども・子育て支援事業」には法定の19事業が定められており、地域の実情に即して実施されています。

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>【子どものための教育・保育給付】</p> <p>*施設型給付費、特例施設型給付費</p> <p>○ 認定こども園</p> <p>○ 幼稚園</p> <p>○ 保育所 等</p> <p>*地域型保育給付費、特例地域型保育給付費</p> <p>○ 小規模保育事業</p> <p>○ 家庭的保育事業</p> <p>○ 居宅訪問型保育事業</p> <p>○ 事業所内保育事業 等</p>	<p>【地域子ども・子育て支援事業】</p> <p>① 利用者支援事業</p> <p>② 時間外保育（延長保育）事業</p> <p>③ 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)</p> <p>④ 子育て短期支援事業</p> <p>⑤ 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>⑥ 養育支援訪問事業</p> <p>⑦ 地域子育て支援拠点事業</p> <p>⑧ 一時預かり事業</p> <p>⑨ 病児・病後児保育事業</p> <p>⑩ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>⑪ 妊婦健康診査事業</p> <p>⑫ 実費徴収に係る補足給付事業</p> <p>⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <p>⑭ 子育て世帯訪問支援事業</p> <p>⑮ 児童育成支援拠点事業</p> <p>⑯ 親子関係形成支援事業</p> <p>⑰ 妊婦等包括相談支援事業</p> <p>⑱ 乳幼児等通園支援事業</p> <p>⑲ 産後ケア事業</p>
<p>【子育てのための施設等利用給付】</p> <p>○ (子どものための教育・保育給付の対象外である) 幼稚園</p> <p>○ 特別支援学校</p> <p>○ 認可外保育施設</p> <p>○ 預かり保育事業</p> <p>○ 一時預かり事業</p> <p>○ 病児保育事業</p> <p>○ ファミリー・サポート・センター事業 等</p>	
<p>【子どものための現金給付】</p> <p>○ 児童手当 等</p>	

3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」の推計について

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、これらを踏まえた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

量の見込みの具体的算出方法については、国の示す手引きに基づく標準的な算出方法によることが望ましいとされています。

(1) 国の手引きによる量の見込みの算出

国の手引きでは、以下のような手順により量の見込みを算出することとしています。

① 現在家庭類型・潜在家庭類型の分類

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況等から「現在家庭類型」を求める。さらに、アンケート調査結果から得られた将来的な父母の就労意向や、幼児期における教育・保育事業の今後の利用意向から、「潜在家庭類型」を求める。

家庭類型の種類は、タイプAからタイプFで8種類に分類されています。

② 児童人口の推計

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の対象年齢ごとに量の見込みを算出する必要があるため、1歳階級別の将来人口を推計します。

③ 利用意向率の算出

アンケート調査結果から得られた、地域子ども・子育て支援事業の今後の利用意向から、利用意向率を算出します。

上記①～③に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

(2) 本計画における量の見込み

「量の見込み」の推計に際しては、国の手引きにおいても、「地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない」とされています。

したがって、本計画における量の見込みは、算出された量の見込みが現状と乖離している場合は、第2期計画の事業実績等を勘案し、必要に応じた補修正を行うことで、より本村の実態に即した推計を行い算出しています。

4. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

(1) 教育・保育給付

児童の年齢や保育の必要性（事由・区分）に応じて、1・2・3号の3つの認定区分に分けられます。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	利用できる内容
1号認定	3～5歳児	必要としない	<ul style="list-style-type: none">● 教育標準時間利用 ※幼稚園、認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳児		<ul style="list-style-type: none">● 保育標準時間利用● 保育短時間利用
3号認定	0～2歳児	必要とする	<ul style="list-style-type: none">※認定こども園（保育利用）※保育園※小規模保育施設等

(2) 施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化に伴い村外の幼稚園や、一時預かり（幼稚園型）の利用料を無償とするために受ける必要がある認定です。

認定区分	保育の必要性	認定対象
新1号認定	必要としない	満3歳以上で村外の幼稚園を利用する子ども
新2号認定		当該年度の4月1日で3歳を迎える 未就学の子ども
新3号認定		当該年度の4月1日で0歳～2歳であり、 住民税非課税世帯の子ども

(3) 保育の必要性について

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間に基づく）、その他、以下のような優先すべき事情等により総合的に判断を行います。

就労	児童の保護者が家庭の外で常態的に仕事をする場合や、児童の保護者が家庭で常態的に日常の家事以外の仕事をする場合。 昭和村では、保育短時間利用で月に 48 時間、保育標準時間利用で月に 120 時間以上の就労が必要です（父母ともに）。
妊娠・出産	児童の保護者が出産又は出産前後の場合。
疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいなどがある場合。
介護・看護	児童の同居する家庭に介護が必要な人や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人がおり、保護者が介護・看護にあたる場合。
災害復旧	火災や風水害、地震などによる災害の復旧にあたる場合。
求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行う場合。
就学	児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）する場合。
虐待等	虐待やDVのおそれがある場合。
育児休業	育児休業取得中に、すでに保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合。
その他	その他、上記に類する状態として村長が認める場合。

5. 子ども・子育て支援給付

(1) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付は「施設型給付費」、「特例施設型給付費」、「地域型保育給付費」、「特例地域型保育給付費」に分かれます。

保育の必要性を判断するにあたり、支給認定及び家庭類型の分類を行っています。

■ 施設型給付

施設型給付の対象となる事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」等の教育・保育施設となります。

■ 地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」等となります。

(2) 子育てのための施設等利用給付

「子育てのための施設等利用給付」は令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化に伴い、新設された給付です。

本給付の対象となる事業は、「(子どものための教育・保育給付の対象外である)幼稚園」、「特別支援学校」、「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」等となっており、給付を受けるためには、年齢・課税状況・利用施設に応じた給付認定を受ける必要があります。

(3) 子どものための現金給付

子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法に規定する児童手当をいう）の支給をさします。

6. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、19事業が定められており、対象事業の範囲についても法定のものとなっています。

事業	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
子育て短期支援事業	母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業。
病児・病後児保育事業	病気又は病気の回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業。
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
実費徴収に係る補足給付を行なう事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。

子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、相談支援や家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境の整備を行う事業。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもを対象として、子どもの居場所となる拠点を開設し、家庭や学校以外での生活の場を提供するとともに、関係機関へのつなぎ等を行い、包括的な支援を実施する事業。
親子関係形成支援事業	子育てに不安や悩みを抱える保護者同士が、講義やグループワーク等を通じて、心身の発達の応じた子どもとの関わり方を学んだり、情報交換を行ったりする場を設けることで親子間の適切な関係性の構築を図る事業。
妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊婦期から出産・子育てまでを一括して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図る事業。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳6ヶ月から満3歳未満までの保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、利用要件等を問わず時間単位で保育所等への通園を可能とする事業。
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

7. 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりを重点的に推進するために、平成23年3月に策定した「次世代育成支援地域（後期）行動計画」に基づいて、“この土地で子どもを産み育てたい、子どもの声がこだまする地域づくり”を基本理念として、各種の施策に取り組んできました。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画において、取り組みを推進していくこととなりましたが、次世代の社会を担う子どもたちが健全に育成される地域社会を構築していくためには、より総合的で多様な施策の推進が必要と考えられます。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための令和6年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が10年間延長（令和17年3月31日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となりました。（市町村行動計画の策定については任意となりました）

そこで、本村においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と、延長された次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を、一体的に推進していくこととしました。

8. 放課後児童対策パッケージについて

(1) 放課後児童対策パッケージ

- 現行プラン（新・放課後子ども総合プラン）における国の放課後児童対策事業の実績は、放課後児童クラブの約151,9万人分の確保方策整備が順調に進むなど、一定の成果を挙げていますが、近年の女性就業率の上昇、正規雇用化の進展等により、当初の想定を上回るニーズが見込まれており、「小1の壁」の打破が課題となっております。待機児童の解消に向けた取り組みと、放課後の児童の居場所確保が不可欠な状況です。
- 国では放課後児童対策事業において、待機児童に対する様々な解消策や、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策を推進しています。確保方策の整備による待機児童の早期解消や、同一小学校内で行われている放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型への整備等が課題とされます。
- 小学校内で学童クラブと放課後子ども教室の両事業を行う「連携型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていません。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例もみられます。

本村でも、「第2期 昭和村子ども・子育て支援事業計画」において「新・放課後子ども総合プラン」の推進に取り組んできたところですが、「第3期 昭和村子ども・子育て支援事業計画」においても新たに策定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進することとしています。

(2) 放課後児童対策パッケージの推進

- ① 学童クラブと放課後子ども教室の推進
- 放課後児童対策パッケージ推進体制

事業概要
学童クラブと放課後子ども教室の推進に関しては、放課後等における安全・安心な居場所の確保に加えて、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、運営主体・学校・行政等で総合的に協議・検討する協議会を開催しています。
取り組みの方向
今後も継続して取り組んでいきます。

- 学童クラブの運営支援

事業概要
学童クラブの運営主体に対し、学童運営や行事等実施の支援と、適切な情報を提供しています。また、運営主体に対して運営費や職員の処遇改善等の補助を行っています。
取り組みの方向
学童クラブの運営費についての補助や適切な情報提供の支援を継続し、利用児童数のニーズに対応した対策を推進していきます。

- 学童クラブの充実

事業概要
平成18年4月に大河原学童クラブが開設されて、村内全ての小学校に学童クラブが設置されています。
取り組みの方向
① 学童クラブにおいて、遊びの充実と安全性を確保し、職員の資質向上のための研修などを推進します。
② 子どもの健康を増進し、情操を豊かにするために、健全な遊びの指導に努めます。
③ 各学童クラブ間同士で、連携をして交流を深めます。

- 学童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

事業概要
本村の学童クラブの開所時間は平日午後1時30分～午後6時30分まで、学校休校日は午前8時～午後6時30分までと保護者の就労状態に合わせて運営しています。
取り組みの方向
開所時間の延長に係る取り組みについては、ニーズに合わせた対応ができるように取り組んでいきます。

■ しょうわ子ども教室（放課後子ども教室）の充実

事業概要

しょうわ子ども教室は、平成16年度に地域子ども教室事業として始まり、平成19年度には、放課後子ども教室推進事業として引き継がれ、現在に至っています。本事業はすべての村内の小学生を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安心安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちにスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動などの機会を提供することにより、子どもたちが地域社会のなかで、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

各小学校子ども教室の協働活動支援員の企画により、それぞれの小学校において開催するほか、教育委員会職員がコーディネーターとなって、地域の人を指導者に迎え、週末体験教室を開催しています。

現在、村内小学校で開催されている平日の放課後子ども教室は、月に1～2回開催されています。週末や長期休業中に行われる週末体験教室は、年間10回程度開催されています。

取り組みの方向

- ① 安全・安心な放課後等の子どもの居場所の確保を図るため、今後も継続して事業に取り組んでいきます。
- ② 協力ボランティアの輪を広げ、地域で地域の子どもを守り育てる地域住民の意識の向上を図ります。
- ③ 大人は子どもから、子どもは大人から、互いが学びあえる場づくりに努め、生涯学習の促進を図ります。

■ 学童クラブと放課後子ども教室との連携

事業概要

学童クラブと放課後子ども教室は、子どもが放課後等に過ごせる居場所づくりという点では共通していますが、参加できる児童の条件や開設場所などが異なる部分もあります。本村では、同一の小学校内等で両事業を実施しており、学童クラブの入所児童に対して、放課後子ども教室の事業を紹介し、参加を促しています。

取り組みの方向

すでに連携型の学童クラブ・放課後子ども教室を実施しています。両事業の連携を強化し、今後も継続して事業に取り組んでいきます。

■ 教育委員会と福祉部局との連携について

事業概要

本村では、放課後児童クラブの対象児童も放課後子ども教室の活動に参加できるように取り組んでいます。

学童クラブ設置場所である学校と放課後子ども教室の担当者と学童クラブの運営主体が集まり、特別な配慮を要する子どもとその保護者への対応や、運営における問題点の話し合いや情報交換をしながら連携を深めています。

取り組みの方向

すでに連携型の学童クラブ・放課後子ども教室を実施しています。両事業の連携を強化し、今後も継続して事業に取り組んでいきます。

② 事業の計画目標

■ 学童クラブ

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

	学年	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	人	33	41	35	24	26
	2年生	人	38	34	41	35	24
	3年生	人	40	38	33	41	35
	4年生	人	20	20	19	16	20
	5年生	人	16	20	20	19	16
	6年生	人	19	16	20	19	18
	合計(A)		166	169	168	154	139
確保方策	合計(B)	人	180	180	180	180	180
過不足	(B) - (A)	人	14	11	12	26	41

ニーズ調査をもとに算出した量の見込みに対応可能な確保方策を設定しており、今後も待機児童は発生しない見込みです。

(参考) 学童クラブの1日あたりの平均利用人数(再掲)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和東 学童クラブ	21人	22人	16人	18人	23人
昭和南 学童クラブ	32人	40人	45人	37人	41人
大河原 学童クラブ	20人	9人	8人	10人	13人

■ 放課後子ども教室

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

9. 事業の推進

基本目標 1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

1 - 1：施設型給付

（1）保育園

【現状と課題】

保育所で保育が必要な子どもの保育・教育を行っています。村内には公立保育所が2か所、私立保育所が1か所あり、定員は合わせて250人となっています。

利用者数の実績の推移をみると、全体としては横ばいとなっており、内訳では、3歳以上児の利用者数は減少傾向にありますが、3歳未満児（特に0、1歳児）の利用者数が増加傾向にあり、当該年度の途中入所の場合、希望する時期に入所ができないケースがあります。また、一部において村外の保育施設に通う子どもがいます。

【取り組みの方向・確保策】

- ① 最低基準に沿った保育士の確保が課題となっており、保育指導計画に沿って、教育や地域の子育て支援に取り組んでいきます。
- ② 保育士の適正人員の確保に努めます。また、質の高い教育・保育の提供ができるよう質的改善にも努めます。
- ③ 希望した保育園を利用できるよう、近隣市町村や関係機関と連携を図ります。

（2）幼稚園

【現状と課題】

幼稚園で児童の教育をします。本村に幼稚園及び確認を受けない幼稚園（私立幼稚園等）はありませんが、村外の幼稚園に通う子どもがいます。

現状、申込みのあった幼稚園への広域入所が利用者の希望どおりにできています。

【取り組みの方向・確保策】

希望した幼稚園を利用できるよう、近隣市町村や関係機関と連携を図ります。

(3) 認定こども園への取り組み

【現状と課題】

保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。本村に認定こども園はありませんが、村外の認定こども園に通う子どもがいます。

現状、申込みのあった認定こども園への広域入所が利用者の希望どおりにできています。

【取り組みの方向・確保策】

希望した認定こども園を利用できるよう、近隣市町村や関係機関と連携を図ります。

(4) 実績及び量の見込み

【実績】

※令和6年度は見込み

		対象年齢	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	3～5歳	人	3	3	3	3	3
	2号認定(教育)	3～5歳	人	0	0	0	0	0
	2号認定(保育)		人	161	159	152	147	144
	3号認定	0歳	人	10	10	10	10	10
		1・2歳	人	93	91	88	88	88
合計			人	267	263	253	248	245
実績 他市町村での 利用を含む	1号認定	3～5歳	人	1	1	0	0	0
	2号認定(教育)	3～5歳	人	0	0	0	0	0
	2号認定(保育)		人	156	147	150	149	134
	3号認定	0歳	人	14	19	19	15	22
		1・2歳	人	89	83	68	60	57
合計			人	260	250	237	224	213

【3号認定の保育利用率（実績）】

※令和6年度は見込み

		対象年齢	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	3号認定	0歳	人	47	35	33	26	25
		1・2歳	人	104	100	80	70	69
保育利用率	3号認定	0歳	%	29.8	54.3	57.6	57.7	88.0
		1・2歳	%	85.6	83.0	85.0	85.7	82.6

【量の見込み】

		対象年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	3~5歳	人	1	1	1	1	1
	2号認定(教育)	3~5歳	人	9	8	7	7	7
	2号認定(保育)		人	104	90	84	82	82
	3号認定	0歳	人	9	9	9	9	9
		1歳	人	23	28	28	28	30
		2歳	人	27	22	27	27	27
	合計(A)		人	173	158	156	154	156
確保方策 他市町村への委託分を含む	1号認定	3~5歳	人	1	1	1	1	1
	2号認定(教育)	3~5歳	人	10	10	10	10	10
	2号認定(保育)		人	110	110	110	110	110
	3号認定	0歳	人	10	10	10	10	10
		1歳	人	25	25	25	25	25
		2歳	人	30	30	30	30	30
	合計(B)		人	186	186	186	186	186
過不足(B) - (A)			人	13	28	30	32	30

【3号認定の保育利用率（見込み）】

		対象年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口	3号認定	0歳	人	31	31	31	33	33
		1歳	人	27	34	34	34	36
		2歳	人	32	26	33	33	33
保育利用率	3号認定	0歳	%	29.0	29.0	29.0	27.3	27.3
		1歳	%	85.2	82.4	82.4	82.4	83.3
		2歳	%	84.4	84.6	81.8	81.8	81.8

1 - 2 : 地域型保育給付

地域型保育給付の事業について、本計画の期間中に本村において実施予定はありませんが、地域における事業の必要性を見極めるとともに、事業者からの参入意向が示された場合には、事業実施に向けて検討を行います。

事業	事業概要
小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において保育を行う事業です。 (利用定員は6人以上 19人以下)
家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において保育を行う事業です。 (利用定員は5人以下)
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において家庭的保育者(一定の研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として首長が適当と認めるもの)による保育を行う事業です。
事業所内保育事業	事業主(企業)等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。

基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

【現状と課題】

第2期計画期間中では、計画で推計した量の見込みを実績が下回っており利用希望を満たす結果となりましたが、依然として一定のニーズがみられます。

【取り組みの方向・確保策】

- ① 村内すべての保育所において延長保育を実施します。
- ② 現状の保育体制を引き続き維持し、希望者が利用できるよう推進します。

※令和6年度は見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	43	42	41	40	39
実施箇所数	箇所	3	3	3	3	3
確保方策	人	50	50	50	50	50
実績	人	18	29	16	14	17

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	人	38	35	35	35	35
実施箇所数	箇所	3	3	3	3	3
確保方策(B)	人	50	50	50	50	50
過不足(B)-(A)	人	12	15	15	15	15

2 - 2 : 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

本村では、在園児に対する一時預かり事業は実施していませんが、在園児以外については、村内2か所の保育所で一時預かり事業を実施しています。

【現状と課題】

第2期計画期間中では、計画で推計した量の見込みを実績が下回り、利用希望を満たす結果となりました。ニーズ調査でも一時預かり事業に対するニーズは依然として高く、保育士の確保等、利用者受け入れ体制の維持が課題となっています。

【取り組みの方向・確保策】

- ① 今後も継続して事業に取り組んでいきます。
- ② 可能な限り多くの受け皿を確保できるよう推進します。

※令和6年度は見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	329	330	331	331	331
実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2
確保方策	人日	340	340	340	340	340
実績	人日	228	57	22	83	38

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	人日	305	285	287	286	290
実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2
確保方策(B)	人日	320	320	320	320	320
過不足(B) - (A)	人日	15	35	33	34	30

2 - 3 : 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業、夜間養護等事業：トワイライトステイ事業）

【現状と課題】

現在、本村では事業を実施していません。アンケート調査でもニーズはありませんでした。

【取り組みの方向・確保策】

今後、子育て家庭のニーズの多様化に対応できるよう、本村の実情に則した取り組みの検討を行っていきます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策		本村の実情に則した取り組みの検討を行っていきます。				

2 - 4 : 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気の子ども及び病気からの回復期にある子どもの保育を行う事業です。

【現状と課題】

現在、本村では事業を実施していませんが、アンケート調査の結果からは、病児・病後児保育へのニーズの高さがうかがえます。

【取り組みの方向・確保策】

アンケート調査では病児・病後児のための保育施設利用を希望しない理由として「他人に見てもらうのは不安」と「親が仕事を休んで対応できる」との回答が多くまた一部意見では「利用料がわからない、高い」といった回答もみられました。その一方で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」との回答が、回答者のうち34.5%となりました。しかし、本村単独での実施は困難なことから、ニーズを踏まえながら近隣市町村や医療機関との連携を図り、提供体制について検討していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	252	234	234	233	236
確保方策		近隣市町村や医療機関との連携を検討します。				

2 - 5 : 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状と課題】

村内小学校に学童クラブが設置されており、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、小学校の余裕教室を利用して放課後子ども教室との一体的運営を行っています。

【取り組みの方向・確保策】（第4章「8. 放課後児童対策パッケージについて」より再掲）

ニーズ調査をもとに算出した量の見込みに対応可能な確保方策を設定しており、今後も待機児童は発生しない見込みです。

	学年	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	人	33	41	35	24	26
	2年生	人	38	34	41	35	24
	3年生	人	40	38	33	41	35
	4年生	人	20	20	19	16	20
	5年生	人	16	20	20	19	16
	6年生	人	19	16	20	19	18
	合計(A)		166	169	168	154	139
確保方策	合計(B)	人	180	180	180	180	180
過不足	(B) - (A)	人	14	11	12	26	41

2 - 6 : 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本村では44人（令和7年3月1日現在）の保健推進員が絵本を持ってすべての家庭を訪問し、育児不安など、相談したい人を行政に繋ぐ取り組みをしています。

【現状と課題】

令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルスの影響もあり、実施率は低下していますが、令和5年度以降は実施率の徐々な回復がみられます。

【取り組みの方向・確保策】

生後4ヶ月までの乳児のいる「すべての家庭を訪問」し、実施率100%を目指して支援に取り組みます。

※令和6年度は見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	47	48	47	45	45
確保方策	人	47	48	47	45	45
実績	人	19	19	10	26	15

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	人	31	31	33	33	33
確保方策(B)	人	31	31	33	33	33
過不足(B)-(A)	人	0	0	0	0	0

2 - 7 : 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を支援する事業です。

【現状と課題】

実績は少ない状況ですが、事業の継続が必要とされます。

【取り組みの方向・確保策】

- ① 本村では養育が特に必要な家庭へ保健師などが訪問します。
- ② 第3期計画において需要があった場合に対応できるよう第2期計画の量の見込みを維持します。
- ③ 家庭において適切な養育の実施ができるよう、保護者へ様々な形での支援に取り組みます。
- ④ また、村内3か所の保育所にも心理士を派遣し、家庭・保育所と必要な支援方法を共有しながら継続した支援を実施します。

※令和6年度は見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	5	5	5	5	5
確保方策	人	5	5	5	5	5
実績	人	0	1	1	0	9

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	人	5	5	5	5	5
確保方策(B)	人	5	5	5	5	5
過不足(B) - (A)	人	0	0	0	0	0

2 - 8 : 利用者支援事業

【事業概要】

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状と課題】

本村では、保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び相談や助言等は健康福祉課の窓口で実施しています。また令和6年11月より昭和村保健センター内にこども家庭センター「つながろ」を設置し、子育て世帯をより包括的に支援していきます。

【取り組みの方向】

健康福祉課では、保育園関係、児童福祉、母子保健等、子育てに関する支援を一體的な体制で取り組んでいます。

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行えるよう、担当課において子育てに関する相談支援・利用者支援の充実に努めています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1

2 - 9 : 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

村内2か所の保育園内に子育て支援センターを開設し実施しています。

【現状と課題】

ニーズ調査の結果、子育て支援拠点事業の現在の利用状況については「利用している」が19%、「利用していない」が80%となりました。令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルスの影響もあり、利用者数は少なくなっていますが、令和5年度以降は回復し、利用者の割合は低いものの利用者数の増加がみられます。

【取り組みの方向・確保策】

今後も、より多くの親子に利用してもらえるよう、情報提供や事業内容の充実を図り、引き続き、子育て家庭に対する支援体制の強化を図ります。

※令和6年度は見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	485	475	465	465	459
確保方策	箇所	2	2	2	2	2
実績	人日	155	59	113	298	518

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	254	257	275	280	286
確保方策	箇所	2	2	2	2	2

2 - 10 : 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（まかせて会員）と当該援助を行うことを希望する者と（お願い会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状と課題】

令和6年度より利根沼田地域定住自立圏連携事業として、近隣市町村と連携し実施しています。現在の会員数は利根沼田全域でも少なく、まかせて会員の確保が課題となっています。

【取り組みの方向・確保策】

今後も近隣市町村との連携を図り、事業の周知や会員の勧誘に努めています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	33	30	29	25	22
確保方策	近隣市町村との連携を図り、事業の安定化を推進します。					

2 - 11 : 妊産婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中、適宜必要に応じた医学的検査を実施します。

また、出産後間もない時期の母親の心身の健康状態を確認するため、産後2週間頃と産後1ヶ月に産婦健診を行い、必要に応じて適切な支援を提供し、安心して育児を行えるようサポートします。

【現状と課題】

本村では受診券を発行し、医療機関において健診を実施してもらっています。また、これに伴う費用は村が負担しています。

【取り組みの方向・確保策】

すべての対象者が、1人あたり14回の妊婦健康診査、2回の産婦健診を受診するものとして、近年の母子手帳交付状況や推計出生数などから、令和7年度から令和11年度までの量の見込みを設定します。

すべての対象者が、妊産婦健康診査を受診できるよう、医療機関での実施体制を確保し、費用負担の支援も継続します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	600	600	600	600	600
確保方策	村より受診券を発行し、医療機関での妊婦健診の費用を負担します。					

2 - 12 : 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【取り組みの方向】

この事業の取り組みについては、国や県の今後の動向を注視し、ニーズや状況に合わせ事業実施を検討し対応していきます。

2 - 13 : 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【取り組みの方向】

今後、新規事業の参入があった場合は、事業の導入について検討し対応していきます。

2 - 14 : 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、相談支援や家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境の整備を行う事業です。

【取り組みの方向・確保策】

本村単独での実施は困難なことから、ニーズを踏まえながら近隣市町村や関係機関との連携を図り、提供体制について検討していきます。

2 - 15 : 児童育成拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもを対象として、子どもの居場所となる拠点を開設し、家庭や学校以外での生活の場を提供するとともに、関係機関へのつなぎ等を行い、包括的な支援を実施する事業です。

【取り組みの方向・確保策】

本村ではこども家庭センターをはじめとした包括的な相談支援の場を活用し、本事業の活用が必要とされるような子どもに対して支援や、関係部局や機関への連携に努めます。

2 - 16 : 親子関係形成支援事業

【事業概要】

子育てに不安や悩みを抱える保護者同士が、講義やグループワーク等を通じて、心身の発達の応じた子どもとの関わり方を学んだり、情報交換を行ったりする場を設けることで親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

【取り組みの方向・確保策】

対象となる保護者への周知、ニーズを踏まえた事業の実施に努め、提供体制を整えます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

2 - 17 : 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊婦期から出産・子育てまでを一括して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図る事業です。

【取り組みの方向・確保策】

こども家庭センターを拠点とし、妊娠初期、妊娠中後期、産後等に相談支援を行います。また、保健指導や訪問等の他事業の実施機会に合わせた支援により、妊娠婦への重層的な支援が行えるよう努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回	90	90	90	90	90
確保方策	こども家庭センターでの実施(回)	90	90	90	90	90
	その他(回)	-	-	-	-	-

2 - 18 : 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

0歳6ヶ月から満3歳未満までの保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、利用要件等を問わず時間単位で保育所等への通園を可能とする事業です。

【取り組みの方向・確保策】

国の制度化に合わせ、令和8年度からの事業実施に努めます。現行の一時預かり事業との兼ね合いも含め、ニーズ状況を踏まえた量の見込みに合わせ事業の実施に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	人日	-	2	2	2
	1歳児	人日	-	1	1	1
	2歳児	人日	-	1	1	1
確保方策	0歳児	人日	-	2	2	2
	1歳児	人日	-	1	1	1
	2歳児	人日	-	1	1	1

2 - 19 : 産後ケア事業

【事業概要】

出産後1年以内の母子に対して、産後の体調不良、子育てに関する不安等の心身のケアや育児のサポートが必要とされる方を対象に、医療機関や助産所等での様々なケアを補助し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【現状と課題】

本村では令和4年度より本事業を施行しており、委託先の医療機関にて宿泊型・通所型・訪問型の3つの体系で子育て相談、指導、母親自身のケアを行います。また令和6年度からは、産後ケア事業の利用に係る利用者負担金の助成を行っています。事業実施の経過に伴い、今後も利用者の増加が見込まれます。

【取り組みの方向・確保策】

本村単独での実施は困難なことから、今後とも県内の医療機関や助産所等との連携を図り、事業実施の継続に努めます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人日	30	30	30	30	30
確保方策	人日	30	30	30	30	30

基本目標3：子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり

3-1：子育て支援サービスの充実

（1）子育てに関する情報提供の充実

【現状と課題】

子育て支援サービスは、健康福祉課（福祉医療・保育園・児童手当・乳幼児健診・予防注射など）と教育委員会（小・中学校教育）など各部署で行われております。情報提供に関しては、出生届時や赤ちゃん訪問事業などの機会を通じて行っているほか、「昭和村子育て応援マップ」や村のホームページ「子育て応援net」などで、引き続き子育てに関する情報を掲載していきます。

【取り組みの方向】

- ① 「広報しょうわ」などを利用して、子育て支援に関する情報の提供に努めます。
- ② 村のホームページ等からの情報提供を充実させていきます。
- ③ 子育て家庭に関する様々な機会を利用し、情報の提供やパンフレット等の配布を行います。

（2）子育て支援センター事業の充実

【現状と課題】

保育園で地域子育て支援センターを設置し、園の持つ子育てに関するノウハウを生かし、すべての子育て家庭を対象に親子で交流できる居場所づくりや育児不安の支援などを行っています。保健師による育児相談を行い、母親の育児に対する不安に寄り添うよう努めています。

【取り組みの方向】

- ① 手作りおやつ実習などの親子交流型の事業を推進し、親の支援にも取り組みます。
- ② 施設の開放については支援センターを拠点として、保育園や学童クラブ、公民館・保健センターなどを利用し、幅広い地域での実施を目指し、より多くの子育て家庭が集える場を提供していきます。
- ③ 村の総合的な子育て情報の提供や子育て支援センターが発信基地となって、支援機能の充実を図ります。子育て支援センターでは世代間の交流を深めていきます。

（3）保育サービスの充実

【現状と課題】

増加する0・1歳児のサービス利用希望に対応するため、一時預かりの部屋も保育室として共有し、一人ひとりがのびのびと活動できるよう心がけています。また、年齢に応じた保育環境づくりに努めています。一時保育は園に慣れていない子どもを預かるため、細心の注意を払うとともに、保護者との連絡を密にし、無理なく環境に適応できるよう配慮しています。

発達面で不安が強い子どもの支援方法の情報を共有するため、幼児健診（1歳6ヶ月、3歳）時に村内3か所の保育園の保育士を交えたミーティングを行っています。平成31年度から管理栄養士を配置し、アレルギーを持つ子どもや過食・小食の栄養面での支援が必要な子どもと保護者に対し相談や支援を行っています。

【取り組みの方向】

- ① 引き続き保健師等と保育園が連携し、幼児教育及び多様な保育サービスの充実、子育てへの支援、養育の難しさへの支援に努めます。
- ② 地域での子育て支援の中心的な役割を果たすための園庭解放、相談援助活動などの多様な保育サービスに対応できるよう、関係機関との連携強化に努めます。
- ③ 0歳児から2歳児までの低年齢児保育や、通常の保育時間を超える延長保育、障がい児保育、親の病気などによる一時保育などの実施を推進します。
- ④ 多様なサービスを提供するため、保育士の配置の充実と資質の向上に努めます。
- ⑤ 保育所運営のあり方・施設設備の充実を検討し、障がい児や外国につながる子どもなどすべての子どもと子育て家庭が、平等かつ幸せに育まれる環境づくりを推進していきます。

（4）保育サービス評価の実施

【現状と課題】

利用者に対してアンケート調査や意見募集を行い、意見や要望を保育に反映しサービスの質の向上に努めています。

第三者委員会は設置していますが、評価講評などは現状、行われていません。

【取り組みの方向】

- ① 児童福祉に関わる関係者やその園の保護者により構成された評価機関の設置を推進します。
- ② 引き続き、評価機関による評価のみならず、利用者からもアンケート調査などをを行い、利用者側からの評価を把握し、サービスの質の向上に努めています。
- ③ 保育サービスについての第三者評価（保育園の当事者である保護者や保育士以外の第三者が、保育の質を評価し、公表すること）を導入し、サービス内容を客観的に評価公表することにより、保育園のサービスの質の向上に向けた取り組み、利用者に対する情報提供を行っていきます。

（5）保育園と小・中学校の連携

【現状と課題】

年に1回、フォローアップ会議を開催し、保育園と学校との連携について協議しています。就学した生徒の様子と、保育園での様子について、意見交換を行うことで、より「個」に合った支援を小学校へ繋げています。

今後、関係各課と連携し、学校、放課後等デイサービスなど通所支援事業等の関係構築の場を増やしていくことが課題とされます。

【取り組みの方向】

- ① 保育園と小学校の情報交換の場として、引き続き「フォローアップ会議」を開催し、できるだけ多くの保育士が小学校入学後の子どもたちの生活状況を参観して情報交換を行います。
- ② 保育士や小・中学校教諭、心理士、保健師等が連携し、情報交換はもとより子どもたちの育ちについて健康・福祉・教育部局がともに考え、取り組みを進めます。
- ③ 発達障害等特別な支援や配慮が必要な子どもたちに対しては、心理士と小学校特別支援教育コーディネーターによる保育園巡回を定期的に実施し、機関間や専門家同士の連携（横の連絡）と保育園から小学校（特別学級・通級による指導）へのスムーズな移行支援（縦の連携）に努めます。

（6）絵本の読み聞かせによる親子の交流の推進

【現状と課題】

近年、子どもたちの絵本離れが危惧されており、絵本に対する興味が希薄な保護者も少なくありません。引き続き絵本の大切さや読み聞かせの利点を伝えていくことが必要となっています。

【取り組みの方向】

保育園では、日々の保育のなかで絵本や紙芝居に触れる機会を設けています。絵本の貸し出しも行っており、家庭で絵本に触れる機会を増やし、保護者に対しても絵本の大切さを発信しています。

また読み聞かせの会の方の協力をいただきながら、学校での読み聞かせ活動を引き続き推進して、子どもたちに絵本や本の楽しさを伝えていく活動を推進します。

3 - 2 : 母子保健施策の充実

(1) 母子保健事業の充実

【現状と課題】

母子手帳交付時に保健師が面談を行い、プレパパ・プレママ広場への参加を促すとともに、支援が必要なケースには電話連絡を行っています。また、母子手帳交付時のアンケートにおいて、不妊治療を受けた場合には、不妊治療費の助成についての案内を行うなど、経済的支援も行っています。

窓口での対応のため、時間をかけて面談を行えない場合で、支援を要するケースには、個室での面談時間を設ける必要があります。

令和6年度にはこども家庭センター「つながろ」の設置を行い、子育て世帯に対する包括的な支援を行えるように努めています。

事業名	事業概要
ハハの教室（2歳児検診）	2歳、2歳半の子どもと保護者の歯科検診と歯科相談
プレパパ・プレママ広場	妊婦とパートナーの教室、保護者同士の交流・相談の場
つぼみの広場	乳児期の子どもと保護者の交流及び身体計測、栄養相談、母乳相談、発達相談、ベビーマッサージ等
すくすく相談	心理士等による主に就学前の子どもの保護者支援（発達の気になる子どもへの支援）
のびのびスクール	心理士等による個別相談・支援
ことばの相談会	年間12回、言語聴覚士による相談・支援
からだの相談会	年間4回、理学療法士による身体発達面の相談・支援

【取り組みの方向】

- ① 妊娠前からの不妊治療費助成、妊娠期から出産・乳幼児期、学童期、そして成人へと切れ目のない支援を目指します。そのためにも、保育園、小学校、中学校等、関係機関との連携を強化します。
- ② プレパパ・プレママ広場の充実、乳幼児健診の未受診者へのフォロー、すくすく相談などの相談事業の充実、小児生活習慣病予防健診などを通し心身の健康づくりなどを継続して行います。
- ③ こども家庭センターの充実を図り、妊娠期から成人期に至るまでのトータル的なサポートを実施します。

図表14. 妊娠期からの支援の流れ

	妊娠期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～就学前	小学校・中学校
母子健康手帳交付	★						
妊婦健診	➡						
プレパパ・プレママ 広場	➡						
ハイリスク妊婦支援	➡						
つぼみの広場		➡					
乳児健診		➡					
からだの相談会			➡				
子育て支援センターでの 相談			➡				
すくすく相談			➡				
ことばの相談会			➡				
1歳半健診				★			
巡回相談（支援会議）				➡			
のびのびスクール				➡			
ハハの教室 (2歳、2歳半)				➡			
3歳児健診					★		
就学児健診						★	
学童クラブ						➡	
フォローアップ会議						➡	
小児生活習慣病予防検 診（小5、中2）						★	★

（2）食育の推進

【現状と課題】

食育基本法に基づく「昭和村食育推進計画 ベジタフルしょうわ食育プラン（第4次）」を、健康増進法に基づく「しょうわライフプラン」と一体的な計画として位置づけ、令和7年3月に策定しています。

「食育」とは生きるうえでの基本であるとともに、知育・德育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

主要産業である農業の繁忙期には孤食が増えます。小児生活習慣病健診での食事調査からみても、バランスの良い食事をとりにくい様子がうかがえます。自分で作れることや健康にとって良い食材を選べる力を養っていく必要があります。

【取り組みの方向】

- ① 計画に基づき、以下の目標に沿って、家庭・保育園・学校・健康福祉課で連携しながら取り組みます。

目標

一人ひとりが健やかに、楽しく毎日を暮らすために
自然豊かな大地に感謝し、食を楽しむ力を育む
～食べることは生きること～

- ② 親子の料理教室、保育園でのおやつ作りや、学校の授業や給食、食育だよりを通して、食の大切さや必要性、つくる楽しさを伝え、家庭の食育を推進します。
- ③ 昭和村食育の日（毎月第1日曜日）を周知し、家族そろっての食事、共食を推進します。
- ④ 乳幼児健診やプレパパ・プレママ広場などの村の事業を通じて、食の大切さを伝えるとともに栄養相談を充実させ、乳幼児期における栄養面の不安を軽減します。
- ⑤ 小児生活習慣病検診や授業・調理実習などの場を活用し、学童期から自分の健康への意識作りを推進します。

3 - 3 : 障がい児支援の充実

(1) 障がい児支援の充実

【現状と課題】

子どもやその親への支援を充実するとともに、専門的なアドバイスを行えるよう支援者の育成、児童相談所との連携を図ります。

窓口の周知強化や、地域住民への理解周知にも取り組んでいます。

また、自立支援協議会が発達障害支援に関する啓発事業を企画するなど、理解周知に取り組んでいます。

保育園では臨床発達心理士が定期的に巡回相談を行っており、保育をするうえで必要なアドバイスをもらっています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

(2) 教育支援員配置事業

【現状と課題】

各小中学校に支援員を配置し、教育的ニーズに応じた支援を実施しています。児童心理士が小中学校へ巡回相談にあたり指導的立場である先生への支援も行っています。また、発達に軽微な不安のある児童に対しては通級による指導を実施し、その児童に特性に応じた専門的な支援を行っています。

【取り組みの方向】

支援員の配置、児童心理士の相談等を継続し、児童一人一人に合わせた支援を行えるように努めます。

(1) 男性の育児参加の促進

【現状と課題】

健診場面や各種教室の案内の際には、父親の積極的な参加も促しており、徐々に参加者は増えています。しかし、まだまだ父親の参加が多いとはいえず、「参加するのが気まずい」という声が聞かれるため、参加しやすい環境をつくっていく必要があります。また、主要産業である農業の繁忙期では特に父親の育児協力が手薄になりがちのため、地域でのサポートも必要になります。

【取り組みの方向】

- ① 父親が育児に参加する意義や重要性について、プレパパ・プレママ広場等の各種教室、子育て講座、親子で参加する講座等を通し啓発していきます。また、各事業を充実させ、父親が育児を学ぶ機会を多く持てるよう支援していきます。
- ② 子育てに関する各種事業を父親が参加しやすい時間帯や曜日に設定し、積極的に参加を促していきます。
- ③ 地域において父親同士が手を組み、子育てについて活動する場や互いの悩みを解消できる場を持てるようなネットワークづくりに努めます。

(2) 子育てを支援する人材・団体の育成

【現状と課題】

子ども会行事（上毛かるた大会、卓球大会）の開催と、スポーツ少年団の大会等への参加費の補助を実施しています。また、全国大会等に参加する費用を補助することで、保護者への負担軽減につなげています。

新型コロナウイルスの影響で下がっていた参加率は回復の兆しがみられますが、各地域で子どもの数が少くなり、子ども会行事等の参加者数の減少が想定されます。

【取り組みの方向】

- ① 各種団体に関する研修会の開催や情報・場所の提供により、地域住民が中心となった支援事業及び青少年の健全育成活動を推進していきます。
- ② 子どもの健全な育成を図るため、子ども会、スポーツ少年団などの青少年団体の活動の充実を推進していきます。

（3）家庭教育への支援の充実

【現状と課題】

就学時健診時の子育て講座や、移行学級時の家庭教育に関する子育て講座などを開催しています。

【取り組みの方向】

- ① 子どもの人間形成の基礎を培う基本的な立場としての家庭機能の充実を図るため、成長段階に合わせた子育て学習講座など親や子育て関係者に対する多様な学習・相談・交流機会を充実します。
- ② 子育てセミナー、親子ふれあいフォーラム、子育て学習会などを開催し、子育てについての関心を高め、家庭の教育機能の向上を図ります。

（4）中高生と幼児のふれあい交流事業の推進

【現状と課題】

チャレンジウィークで保育園での職場体験を通じて、ふれあい体験を実施しています。また、年2回程度、家庭科の授業のなかで中学生が保育園で園児とふれあう機会を設けています。

【取り組みの方向】

- ① 中高生と幼児のふれあい交流を推進するため、学校・各関係機関と連携を強化し、ふれあい交流事業を促進します。
- ② 子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てるこの意義に関する教育・広報・啓発について、各関係機関が連携を図り、取り組みを推進していきます。

（5）多様なニーズに応える生涯学習・社会教育の推進

【現状と課題】

年間を通じて子ども教室や週末体験を実施しています。また文化祭への作品展示、親子映画まつりなどを開催しています。

週末体験などは参加者である子どもたちに興味、関心を持ってもらえるように内容の充実を図ります。

【取り組みの方向】

① 生涯学習推進体制の充実

子どもから高齢者まで、住民一人ひとりが、それぞれの年代や生活価値観に応じて、誰もが学べる生涯学習社会の構築を目指し、住民と行政が連携しながら生涯学習推進体制の充実に努めます。

② 子どもや若者の自立（自律）支援

子どもたちの自立（自律）に向けて、地域で必要な生涯学習、社会体験ができるように支援を行い、むらづくりを担う次世代の若者を対象にした交流・学習機会の充実に努めます。

③ 文化・芸術の振興

学習の成果等が広く共有・反映されるよう、文化祭や芸能祭など、発表・活動の場や機会の提供に努めます。

④ スポーツの振興

子どもから高齢者まで、それぞれの体力や年齢に応じて、いつでもスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、健康を維持し交流を深め、集団活動におけるルールやマナー（スポーツのよさ）を確立できるようスポーツの振興に努めます。

⑤ 公民館活動の充実

公民館機能を整備し、村民の多様化する学習ニーズに対応できるよう、施設整備や図書室の蔵書の充実を進め、地域クラブ活動の拠点として利用促進に努めます。

⑥ 学校運営協議会機能を生かした生涯学習・社会教育の充実

学校と地域が連携・協働して学校づくりを行うコミュニティスクール（学校運営協議会）の活動を通じて、家庭や地域社会の教育力の向上を推進します。

基本目標4：子どもが安全に安心して過ごせる環境づくり

4-1：子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

（1）健やかな身体の育成

【現状と課題】

ふれあいグリーンパーク内の遊具の整備、子ども会やスポーツ少年団への支援等を行っています。

また、小児生活習慣病予防検診を実施し、数値の悪かった児童に対しては面談を行いました。肥満の児童が増えているうえ、血液検査の数値結果をみても適正値を超える児童が増えています。面談では栄養士・保健師に加え、学校の養護教諭にも参加してもらい、学校での様子も併せて確認しています。さらに、面談に加え学校にも出向き、小学校5年生を対象に健診・生活習慣についての講座を行いました。

【取り組みの方向】

- ① 小児生活習慣病予防検診を継続し、生活を見直す環境をつくります。
- ② 生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。
- ③ 地域のスポーツ指導者の研修・学習機会の拡充を図ります。
- ④ 子ども会等に対する活動促進のための支援を継続していきます。
- ⑤ 優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫改善を進めるとともに、学校においても体育の授業の充実を図っていきます。また、子どもたちが自主的に行う様々なスポーツ活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善・充実を進め、スポーツ環境の充実を図っていきます。

（2）学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

施設面においては、エアコンの配置整備を全校実施しました。また小中学校には、支援員の配置をして個にあった学習ができるよう体制を整えています。

近年では、児童生徒数の減少や施設の老朽化等を踏まえ、教育環境の向上を進めるため、保護者や地域住民、関係機関・団体等とともに、新しい学校の建設に向けた議論を進めています。

【取り組みの方向】

- ① バリアフリー設備や高断熱化設備など、これから時代に求められる機能を備えた校舎へ更新し、教育環境の向上を図るとともに、小中一貫した切れ目のない新しい学びが実現できる学校の建設を目指します。
- ② グローバル化に伴うコミュニケーション能力の向上、デジタル化による新たな時代に対応した多様な学びの機会やキャリア教育の充実を図ります。
- ③ 特別な支援・援助を必要とする児童生徒や家庭が適切な支援等を受けられるよう、多様な支援や援助の充実を図り、就学における負担軽減に努めます。
- ④ 地域とともにある学校づくりに向け、地域の施設や人材を生かした活動の推進、地域人材の育成など、地域連携の強化・充実に努めます。

4 - 2 : 子どもの交通安全・犯罪被害防止への対策

(1) 安全な道路交通環境の確保

【現状と課題】

県道の整備として沼田赤城線貝野瀬地内の歩道整備が終了し、令和7年度には昭和インター線川額地内の歩道整備が完了します。現在は、昭和インター線森下地内のバイパス工事が実施されており、工事の早期完成と、県道沼田赤城線糸井地内の歩道整備の着手に向けて県に協力・要請を行っていきます。

地域のニーズを把握しながら「子どもの交通安全」のための対策に努めます。

【取り組みの方向】

- ① 子育て家庭が安心して外出できる道路空間を確保するため、歩道整備等の要望に応じて検討していきます。
- ② 村道の修繕舗装の際には、自転車やベビーカーなどを利用する子どもや親子などが、安心して移動できる歩行空間を確保するため、特に路側帯部分等に段差が生じぬよう歩道の整備を進めていきます。

(2) 園児及び保護者に対する啓発事業の拡充

【現状と課題】

普段の生活における外出を考慮すると、常に園児に対する交通安全指導と交通事故の恐ろしさを知らせるのは保護者となります。しかし、園はこれを保護者に一任するのではなく、ともに園児を交通事故から守るため、園児への指導を充実する必要があります。そのため、園では毎年、交通安全教室を開催し、子どもたちが交通安全のルールを学ぶ環境をつくっています。さらに、園外保育マニュアルを作成し、散歩コースの安全確保にも努めています。

また、多くの保護者が車での送迎を行っているなか、保育園としても、駐停車時の車の危険性を含め保護者と園児に充分な注意を呼びかけ、子どもと保護者への意識啓発を図る必要があります。

【取り組みの方向】

- ① 交通安全運動を推進し、交通安全意識の啓発と交通安全組織の充実を図ります。
- ② 保育園、支援センターなどにおいて、乳幼児・親に対する安全教育の機会を継続的に提供します。
- ③ 歩道や信号機、横断歩道などの計画的な整備に努めます。

（3）小・中学校での教育の推進

【現状と課題】

「交通安全教室」の実施や交通安全街頭指導の実施により、小・中学校児童の安全を図っています。また不審者対策では、マニュアルを作成して緊急時に備えています。

今後も、通学路安全点検の実施、自転車でのルールの守り方などを周知して交通安全啓発の継続が必要です。また、防犯カメラの適切な設置についても検討が必要です。

【取り組みの方向】

- ① 警察、交通指導員などの関係団体等と連携し、ダミーや自転車などを使ったわかりやすく親しみやすい交通安全教室を今後も推進していくことで、子どもたちの交通安全や危険に対する意識強化を図ります。

（4）犯罪被害防止体制の整備

【現状と課題】

令和6年時点で村内に33ヶ所の防犯カメラを設置しており、すべての村民が安全かつ安心な日常生活を送ることができるよう、家庭、学校、地域、警察などと連携を行っています。防犯に関する情報提供を中心に、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

【取り組みの方向】

- ① 夜間における犯罪の防止のため、防犯灯の設置に対する支援を行うほか、地域からの要望を踏まえ、必要に応じて防犯カメラの設置を図ります。
- ② 警察との連携のもと、犯罪などの定期的な情報提供を推進します。

4 - 3 : 児童虐待防止対策の充実

(1) 育児不安に対する支援体制の充実

【現状と課題】

乳幼児検診、訪問、相談事業を通し、育児不安の軽減を図りました。その際、育児困難感の強い保護者や支援が必要と考えられる児童に対しては療育の教室を案内し、育児ストレスや負担の軽減に努めました。また、良好な親子関係を築き効率的なしつけを行うことを目的に「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング」を開催し、虐待の予防・子育てを楽しいと感じられるようサポートに努めました。

共働きや核家族化が進んだことで、サポート体制が以前より不足している現状があります。誰にも相談できず、虐待ケースに発展しないよう、地域との繋がりの強化が必要です。

【取り組みの方向】

- ① 「育児がつらい」と感じる保護者の割合が減少することを目的に、乳幼児健診や各種相談・指導、訪問を通し、育児不安の軽減や育児に関する情報の提供などをを行い支援していきます。
- ② 保護者が気軽に相談できる場の充実を図るため、「乳児相談」や「すぐすぐ相談」「のびのびスクール」などの療育事業等の場で、育児ストレスや不安、負担の軽減を図ります。また、「こんにちは赤ちゃん事業」で各地区の保健推進員の訪問により、地域での支援体制を整えていきます。
- ③ DV を含めた虐待に関する正しい知識や防止方法について、子育て中の保護者や家族、また子どもを取り巻く地域の大人に対して周知していきます。
- ④ 相談方法の拡充として、小児科産婦人科オンライン相談を開始し、24時間いつでもできるLINE相談や育児情報の発信を行い、育児負担の軽減を図ります。

（2）予防対策・要保護児童対策地域協議会の強化

【現状と課題】

要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月1回、関係する児童相談所・警察・教育委員会・健康福祉課で実施しケース支援を行いました。特に集中的に支援が必要なときは、個別支援会議を行い、家族支援や関係機関の連携強化も行ってきました。ケースが激減することはありませんでしたが、支援体制の整備は進んできました。

児童相談所との支援ルールに基づき、軽度の家庭支援は市町村が行うことになり、令和4年度には支援拠点として、昭和村保健センター内に子育て世帯包括支援センターを設置しました。また令和6年度からは、より一体的な支援を行えるよう子ども家庭センター「つながろ」に機能を統合し支援体制の整備を行いました。

【取り組みの方向】

- ① 産後うつのスクリーニングにより、支援が必要な産婦に対して、メンタルヘルス相談の紹介や産後ケア事業などの推奨を図り、産婦の不安軽減に努めます。
- ② 幼児健診時に育児不安に関するスクリーニングを継続して行い、育児不安や虐待のおそれのある保護者を早期に発見し、支援します。
- ③ 要保護児童対策地域協議会の構成員（行政・学校・保育園と児童相談所）が連携して要保護児童の発見・支援を充実していき、情報の共有と早期の対応に努めます。
- ④ 生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を平成19年度から実施していますが、母親の心配や育児不安情報を行政で共有したり、育児情報について案内をしたりしています。保健推進員が家庭を訪問することにより、児童虐待の早期発見に努めます。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の推進に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ① 教育・保育施設や地域型保育事業等に関する村の「利用定員」の設定について意見を述べること
- ② 村の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること
- ③ 村の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること

(2) 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

昭和村がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者や多くの住民の理解・協力が重要であることから、本村が活用している様々な媒体を利用して、広く住民に周知していきます。

また、各種サービスの活用に繋がるよう利用者の視点での情報提供に努めます。

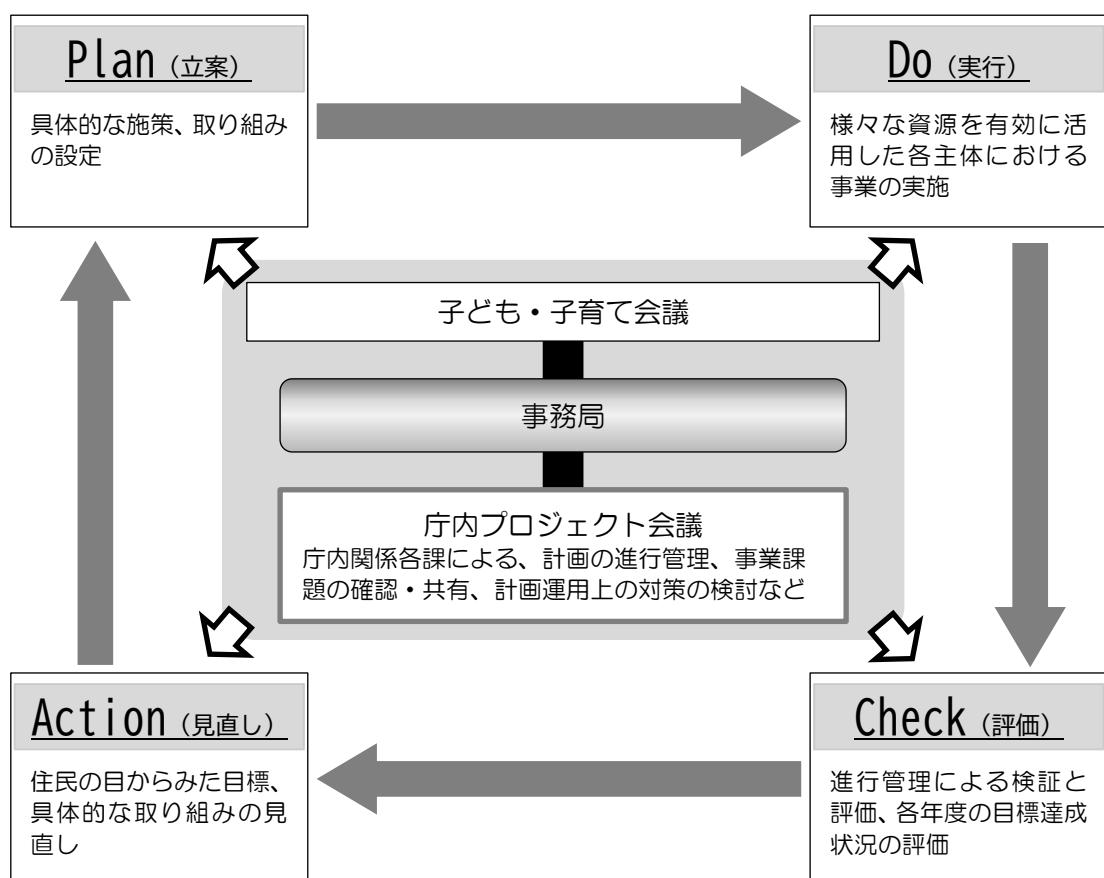
2. 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action) の 4 つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

資料編

1. 昭和村子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、昭和村における合議制の機関として「昭和村子ども・子育て会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査審議し、または意見を述べることができる。

1 昭和村子ども・子育て支援事業計画に関すること。

2 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

3 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議の委員は15名以内で組織し、村長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。また、関連する事務については関係課に協力を依頼するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2. 委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

	所属団体・役職名等	委員指名	備考
1	第一保育園保護者会 会長	石井 秀樹	
2	第二保育園保護者会 会長	乗原 孝明	
3	子育保育園保護者会 会長	綿貫 直樹	
4	子育て支援センター利用者代表（第一）	林 ゆかり	
5	子育て支援センター利用者代表（子育）	山田 美香	
6	学童クラブ事業実施団体 昭和村社会福祉協議会 会長	新木 敬司	
7	民生委員児童委員協議会 会長	須田 善子	
8	主任児童委員	金井 千栄子	
9	主任児童委員	大竹 弘子	
10	第一保育園 園長	堤 佳子	
11	第二保育園 園長	綿貫 かおり	
12	子育保育園 園長	赤石 邦夫	
13	小学校長代表 昭和村立東小学校 校長	加藤 正一	
14	教育委員会事務局 事務局長	大久保 真志	
	事務局	担当氏名	
1	健康福祉課長	真下 伸夫	
2	健康福祉課 福祉係 課長補佐兼係長	綿貫 寿美子	
3	健康福祉課 健康係 保健師	米山 由美子	
4	健康福祉課 健康係 保健師	笹本 歩	
5	健康福祉課 福祉係 主事	青木 涼	

（順不同・敬称略）

第3期
昭和村 子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

発行・編集 昭和村 健康福祉課
〒379-1298
群馬県利根郡昭和村糸井 388
TEL : 0278-25-3285
FAX : 0278-24-5254

